瞳は未来へ
大山

ディスクロージャー誌　2026

大分大山町農業協同組合

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

大分大山町農業協同組合は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当組合に対するご理解を一層深めていただくために、当組合の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「大分大山町農業協同組合のご案内 2026」を作成いたしました。

皆さまが当組合の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

２０２６年７月　大分大山町農業協同組合

（注）本冊子は、農業協同組合法第 54 条の３に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

大分大山町農業協同組合のプロフィール

◇設　　立	昭和２３年４月	◇組合員数	７８８人
◇本店所在地	日田市大山町	◇役員数	１５人
◇出　資　金	３．２億円	◇職員数	３２人
◇総　資　産	９０億円	◇支店・営農センター数	２
◇単体自己資本比率	３８．２９％		

目　　次

あいさつ
１．経営理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
２．経営方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
３．経営管理体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
４．事業の概況（令和７年度）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
５．農業振興活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
６．地域貢献情報　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
７．リスク管理の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
８．自己資本の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
９．主な事業の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

【経営資料】
Ⅰ　決算の状況
　１．貸借対照表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
　２．損益計算書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７
　３．キャッシュ・フロー計算書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９
　４．注記表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１
　５．剰余金処分計算書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４１
　６．部門別損益計算書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２
　７．財務諸表の正確性等にかかる確認　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４

Ⅱ　損益の状況
　１．最近の５事業年度の主要な経営指標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４５
　２．利益総括表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６
　３．資金運用収支の内訳　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６
　４．受取・支払利息の増減額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４７

Ⅲ　事業の概況
　１．信用事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８
　（１）貯金に関する指標
　　①　科目別貯金平均残高
　　②　定期貯金残高
　（２）貸出金等に関する指標
　　①　科目別貸出金平均残高
　　②　貸出金の金利条件別内訳残高
　　③　貸出金の担保別内訳残高
　　④　債務保証見返額の担保別内訳残高
　　⑤　貸出金の使途別内訳残高
　　⑥　貸出金の業種別残高
　　⑦　主要な農業関係の貸出金残高
　　⑧　農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況
　　⑨　元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

⑩　貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
⑪　貸出金償却の額
（３）内国為替取扱実績
（４）有価証券に関する指標
①　種類別有価証券平均残高
②　商品有価証券種類別平均残高
③　有価証券残存期間別残高
（５）有価証券等の時価情報等
①　有価証券の時価情報
②　金銭の信託の時価情報等
③　デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引
２．共済取扱実績　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５５
（１）長期共済保有高
（２）医療系共済の共済金額保有高
（３）介護系その他の共済の共済金額保有高
（４）年金共済の年金保有高
（５）短期共済新契約高
３．農業・生活その他事業取扱実績　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５７
（１）購買事業取扱実績
①受託購買品
②買取購買品
（２）販売事業取扱実績
①受託販売品
②買取販売品
（３）保管事業取扱実績
（４）利用事業取扱実績
（５）加工事業取扱実績
（６）福祉事業取扱実績
（７）介護事業取扱実績
（８）指導事業取扱実績

Ⅳ　経営諸指標
１．利益率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５９
２．貯貸率・貯証率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５９

Ⅴ　自己資本の充実の状況
１．自己資本の構成に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６０
２．自己資本の充実度に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６２
３．信用リスクに関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６７
４．信用リスク削減手法に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８０
５．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項　・・・　８２
６．証券化エクスポージャーに関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８２
７．ＣＶＡリスクに関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８２
８．マーケット・リスクに関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８２

９．オペレーショナル・リスクに関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８３
１０．出資等または株式等エクスポージャーに関する事項　・・・・・・・・・・・　８４
１１．リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項　８６
１２．金利リスクに関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８８

【役員等の報酬体系】

１．役員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８９
２．職員等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９０
３．その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９０

【ＪＡの概要】

１．機構図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９１
２．役員構成（役員一覧）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９２
３．会計監査人の名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９３
４．組合員数　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９３
５．組合員組織の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４
６．特定信用事業代理業者の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４
７．地区一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４
８．沿革・あゆみ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９５
９．店舗等のご案内　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９７

あいさつ

米国とイスラエルが２月２８日、イランへの軍事攻撃を開始しました。そしてイラン最高指導者ハメネイ師が殺害され、イランも反撃を開始、報復への連鎖が続いています。軍事衝突に伴いイランは原油・エネルギー輸入の要衝であるホルムズ海峡を封鎖しました。日本の石油の中東依存度が 9 割に達することから、大きな影響が出はじめています。また、ロシアのプーチン大統領が軍を隣国のウクライナに侵攻させ、非人道的行為で現在も大量虐殺を続け、すでに５年が経過し、いまだ解決の糸口が掴めずにいます。このような地球規模の紛争が相次いで長期化するのであれば、日本みたいに食料も資源も持たず、備蓄も限られた国は将来が懸念されます。

農業の分野に於いてもすでに燃料・エネルギー・肥料・飼料原料・包装材・ハウスビニール・土壌に敷く黒マルチ等の生産流通資材の値上りと品切れなどの影響が出ています。日本の農業は、食料安全保障に対する危機感の高まりなどで、制定から２５年で初となる食料・農業・農村基本法の改正を行ない、同法の５ヶ年次期、食料・農業・農村基本計画の具体化をすすめています。

大分県農業は、農業者の高齢化や後継者の減少、若者の農業離れをはじめとした、生産基盤の弱体化や生産資材価格の高騰・高止まり、そして気候変動に伴う温暖化での高温障害の拡大、自然災害の多発など様々な課題に直面しています。それらをふまえ大分県農業総合戦略会議を令和３年に立ち上げ、今年度に事務方を県農政部より県農協中央会に移し、戦略会議は更なる県農業の振興と発展へと進んでいます。

大山町農協においても営農活動の更なる強化と、安定して稀少価値の高い高品質の農産品の生産と増大ができ、高付加価値販売ができるように、各生産部会より技能・技術の優れた方を推薦していただき契約指導員として委嘱し、連携を強化してまいりましたが大きな成果に至っていません。

高齢者の方々の生き甲斐の場として開設しました「地域集落文産農場」は国や県もモデル事業として期待していますが、収支改善がすすみ軌道にのることが求められます。主要産品の梅と李についても地球温暖化の異常気象等の影響をうけ、対策に苦慮しています。大山町農協の経営を支えています外需事業の菌茸事業、食品加工事業、木の花ガルテン事業も収益が大幅に減少しています。喫緊の対策と改革改善をしなければなりません。

木の花ガルテンの出店先、トキハグループの基幹サーバーがサイバー攻撃を受け、出荷ができませんでしたが、特別に復旧を急いでもらい５月下旬より再開できました。そのトキハインダストリーも、この３月より全株式をイオン九州が取得して従来どおりの営業取引を続けています。鎌手支所の金融窓口では人材の確保ができず休止が続きましたが、人材確保ができ再開ができました。ミニストップは順調に売り上げも伸びて収支が整いました。今年度も法令遵守管理、不祥事未然防止、効率的事業体、そして経営の健全性と財務の強化に取り組んでまいりましたが、期待に応えられる結果が出せませんでした。

この一年事業計画に基づき、農家・組合員の暮らしの豊かさと地域の活性化を最優先に農協としての使命と責任を果すべく、役職員一体となり目標と計画達成に邁進してきましたが、力不足は否めず満足のいく結果は残されていません。厳しい環境の中で、この一年間皆様方の温かいご支援とご協力に心より感謝とお礼を申し上げご報告を申し上げます。

大分大山町農業協同組合
代表理事組合長　矢羽田　正豪

１．経営理念

大分大山町農協運営の理念

１．我々は一致団結して、豊かな活力ある農村づくりに励みます。
２．地球環境と生命体を大切にした生産と包装に取り組みます。
３．生活者に評価される産品を開発し、新鮮で安全なものを提供します。
４．快適で文化の享受できる農村社会を興し、次世代に引き継いでいきます。
５．世界の町や村、そして都市と農村の交流の輪を広げて進化していきます。

大分大山町農協が目指す方向

１．オーガニック（有機無農薬）農業を推進します。

市場では都市生活者の自然・健康志向から原材料、栽培方法、産地などにこだわった「オーガニック」産品が本流となりつつあります。そのような時代を先取りした有機農産物の生産に取組みます。

２．消費者の求めている安心・安全・健康な食品の生産をします。

環境に負荷となる化学合成農薬、化学肥料、生産資材等の使用をやめ、農協で生産される有機肥料「オネスト２５０」（有効微生物群が豊富なゲルマ酵素入り）をふんだんに施用して、おいしくて元気な農産品を提供します。

３．時代に即応した流通の開拓を行います。

農産品をはじめとする食品の流通が大きく変化してきています。青果市場、小売店等の動向を見ながら「コスト削減を図った市場流通」を開拓していきます。

４．高付加価値産品開発に努め、収益率の高い農業をめざします。

耕地に恵まれない大山産品は他産地のものとひと味違った「安全、安心、健康、そして美味しいこだわりの産品」でなければなりません。生活者の方々が安心して食べられるもの、そして「感動が残るもの」そのようなものには高い評価が得られます。

５．若者が継ぎたくなる快適農業を推進します。

「この町に若者が残るか」そのような魅力ある農業の開発が求められます。老壮青のバランスのとれた「親子三代農業」の実現が理想です。

６．週休三日の余暇で文化の創造を行います。

農村に暮らしていても都市のような文化的生活を享受できるようになれば…逆に「農村こそ真のパラダイス」理想的な生活圏となります。年間労働時間 1,456 時間（28 時間／週）で実り豊かな楽しい生活をつくり出してください。

７．都市と農村との交流事業をすすめます。

五馬媛の里での体験交流、梅・スモモ・キノコ狩りツアーや市場関係者、生協の組合員、木の花ガルテン利用者等、都市生活者に農村のもつさまざまな資源・生活・文化を紹介し、交流を深めながら「新鮮な農産品を提供」していきます。

８．公的年金プラス給与で安心して暮らせる豊かな老後の生活保障。

高齢者の方々が農協施設「地域集落文産農場」の快適な環境の中で、しかも軽労働の作業で給与が支給されます。「農村は民族の母であり、宝の山です」無限の可能性を秘めています。

２．経営方針

◇　「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」への挑戦

「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」を達成するため、増加している加工・業務用需要を取り込むべく、外食・中食業界に対する直接販売に取り組みます。また生産資材価格の引き下げを実現するため、競合するホームセンター等の商品の価格・品質を把握し、同等の商品でＪＡの取扱価格が高い場合は、仕入先との協議等を行い、弾力的に価格・手数料設定を見直し、生産資材価格の引き下げに取り組みます。

これらの取り組みを通し、令和７年度からは、中期経営計画で策定したとおり、令和９年度までに「食料・農業戦略」「くらし・地域活性化戦略」「組織基盤強化戦略」「経営基強化戦略」を具体化した自己改革の取り組みおよび戦略 KPＩの実践により、地域に貢献できる農協として進化を続けていきます。

◇　「地域の活性化」への貢献

総合事業（営農･経済、生活･購買、信用、共済、厚生、旅行､介護、直売･加工等）を通じて、組合員と地域住民の生活インフラの一翼として役割を発揮します。

◇　健全経営の為の取り組み

「健全な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組みます。

農協法の理事構成要件の改正もふまえ、業務執行体制を見直し、地域農業の担い手や実践的な能力を有する者の登用拡大に向けて取り組みます。

自ら策定した自己改革の取組施策を着実に実践するため、経営資源のシフトや人材育成を通じ、営農・経済事業の体制を強化します。

◇　営農・経済事業部門

営農・経済事業部門担い手経営体に出向く体制を整備し、担い手経営体の経営課題に対応した総合事業提案の取り組みを強化し、担い手経営体の経営発展を支え、満足度の向上と事業利用拡大に取り組みます。

さらに地域内消費者を中心とした加工・小売業者への販売など直接販売の拡大、ＧＩ（地理的表示保護制度）への登録を通した農畜産物の高付加価値化、物流コストの低減による生産資材価格の引き下げ、予約注文票・解りやすい情報発信による生産資材価格の「見える化」、低コスト生産技術の開発を通して、組合員の所得増大の実現を目指します。これらの取り組みを着実に実施するために、経営資源を営農・経済事業部門に重点化し、体制を強化します。

◇信用事業部門

組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開を図り、「農業と地域に貢献できる地域金融機関」として、より「便利」でより「安心」なＪＡバンクをめざします。この目標の達成に向け、信頼されるＪＡを徹底的に追求した活動を展開し、収益力の向上と顧客基盤の拡充を図るとともに、事業推進体制の強化に取り組みます。

◇共済事業部門

ＪＡ共済は、地域に根ざした農業協同組合の共済事業として、組合員等利用者一人ひとりのライフサイクルやライフスタイルに応じた「ひと、いえ、くる

ま」の生活総合保障を提供し、地域における満足度・利用度 NO.1 をめざします。

３．経営管理体制

◇　経営執行体制

当組合は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総会」の決定事項を踏まえ、総会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

４．事業の概況（令和７年度）

【金融事業部】

１．信用事業

１）農業、くらし、地域の多様なニーズに信用事業として機能を発揮し、支持期待され続けるために、組合員・利用者目線にたって「農業、くらし、地域、業務の効率化」を中心にサービス提供に取り組みました。

２）「農業」については、農業所得の向上を目標に、アグリマイティー資金を中心に融資や相談を行いました。

３）「くらし」については、住宅ローン、マイカーローン、教育ローンの融資と相談を行いました。また、強化月間等を設け、年金受取口座獲得に取り組みました。

４）「地域」については、詐欺等に合わないように、取引内容の見直しを行いました。声掛け等の啓発活動は継続実施しています。

５）「業務の効率化」については、令和７年４月より窓口業務に「SmileNavi タブレット」を導入、「ＱＲ伝票作成ツール」の展開を行い、「組合員・利用者の利便性の向上」「窓口事務効率化」の実現に向けて取り組んでいます。

２．共済事業

１）共済推進は、組合員・利用者の皆さまに対して、仕組改定をふまえた情報提供を行い、一人ひとりの加入目的・ライフプラン等に応じた、最良・最適な「ひと・いえ・くるまの総合保障」の確認とご提案を、農事主事、協力員、組合員皆様の協力を頂き、実施することができ、推進目標を達成することができました。

また、保障の加入にあたっては、組合員・利用者の皆さまのご意向を的確に把握・確認したうえで、十分に保障内容をご理解・ご納得いただけるよう、分かりやすい重要事項説明に取組み、特にご高齢の組合員・利用者の皆さまに対して、より丁寧で分かりやすいご説明を実施するとともに、ご契約時にはご家族の同席等を徹底するなど、ご家族も含めて十分ご納得・ご満足いただけるよう、きめ細やかな対応に取り組みました。

２）短期共済は、組合員の皆様や代理店のご協力を頂き、推進に取り組み、推進目標を達成することができました。組合員・利用者の高齢化、運転免許証の返納等により自動車保険契約件数が減少傾向となりました。事故の対応、共済金の支払いは迅速に対応できました。

【営農事業部】

１．営農指導

１）農業生産の拡大

①梅の農協取扱額は、２１年ぶりに１億円に迫る９千６百万円、自家加工等も含めると１億７千７百万円まで取り戻すことができました。すももは、「大山早生」の結実不良と中晩生種の果実への高温障害で６千８百万円となりました。

②菌茸事業部と連携して、年間出荷量 3,000 トン達成に取り組みましたが目標を達成することができませんでした。

③「大山梅・すもも再生プロジェクト」は、新たな病虫害への対応、新品種導入、結実対策に関する実証実験、優良苗継続のための取り組み、栽培講習会等を行い栽培技術の向上を行いました。栽培面積の拡大目標、梅 2ha に対し 3.4ha、すももは 0.5ha に対して 0.5ha と、ほぼ達成しました。また、すもものヒヨドリ対策として都築地区 2.3ha に防鳥網を補助事業で設置しました。これは、令和９年度まで３ヶ年計画で実施します。

④大山町内外の木の花ガルテン出荷者の確保と周年栽培による品質の高い農産物出荷を目的に産直出荷体制を徹底するとともに年間２回の栽培講習会を開催しました。

⑤環境負荷に配慮した持続可能な大山オーガニック農法の推進を目的にオネスト

250 の年間供給量 40,000 袋に取り組みましたが、目標を達成することができませんでした。

⑥農協で農業機械などを積極的に貸し出し、農作業の効率化、スマート化に対応しました。

⑦クレソン、ハーブの出荷量減少に伴い「大分県園芸産地づくり計画」を策定し、「産地拡大品目」として承認され、一層の振興を図るような体制づくりをしました。

２）遊休地対策・担い手の育成

①新規就農対策として行っているエノキファーマーズスクールは、今までの卒業生は６名が活躍しています。また、新規就農者、後継者等、多様な担い手に対し行政、部会と協力しながら手厚い支援を行ってきました。

②行政の協力のもと、農協として個別に遊休地の斡旋等を積極的に行ってきました。

③農作業の効率化、スマート化に対応するため、農業機械などを購入して農家に貸し出す制度を作りました。

④２名の若手就農者に対し日田市の産直ミニハウス事業により３棟のハウスを設置しました。

３）生産部会・営農指導の強化

①生産部会の活動強化を図り、高品質の農産物を確保しました。

②契約指導員制度を活用し、農家の栽培技術の向上、営農指導員の研修の場を作りました。

４）地域の活性化

①「五馬媛の里」事業では、「桜を愛でる小宴」を開催し、１シーズンで 607 人の集客がありました。水稲（古代米含む）の栽培、梅加工用として「シソ」の栽培を行いました。

②地域集落文産農場

地域集落文産農場が円滑に経営できるように取り組み、新しい生産構造の創出を考えていきます。

中間地域集落文産農場：高設クレソン栽培を中心に野菜の実験農場、シソを中心とした露地栽培規模拡大、梅新品種の栽培

２.資材・中津尾工場

１）資材

①オネスト 250 の年間供給量 40,000 袋に取り組みましたが、わずかに目標を達成することができませんでした。

②笑顔で接客することを心がけ、生産・出荷資材の販売時に適切な営農指導ができるように職員の資質の向上に取り組みました。

③肥料、農薬、資材等の高騰対策として共同注文等を行い、組合員の生産コスト削減に取り組みました。

④廃ビニール、廃農薬の回収を積極的に行い、環境に配慮した農業の取り組みを行いました。

２）中津尾工場

①オネスト 250 の製造マニュアルを遵守し、品質の高い製品の製造を行いました。

②オネスト 250、堆積堆肥の安定供給を図るため在庫管理の徹底を行いました。

３．販　売

１）エノキ茸は、年間を通し、高単価を維持することができました。

２）梅の選果場出荷量は、平年作程度まで回復し、昨年に引き続き高単価で販売することができました。

３）すももは、中晩生種の果実への高温障害があり、後半に出荷量が減少しましたが、高単価を維持することができました。

４）クレソン、ハーブ類は、昨年より出荷量は若干回復しましたが、単価的には伸び

悩みました。
5）従来の市場出荷量の確保と価格の安定ができるように営農指導と連携して取り組みます。

【流通加工事業部】
1．渉外
1）取引先や売場を十分に訪問することができず、取引先の要望や売場の問題点を把握することができませんでした。
2）企画の提案を十分に行うことができませんでした。
3）新規取引先に関しては、大口の開拓はできませんでしたが、小口はできました。

2．新開工場
1）製造効率の良い製品製造に取り組み、原価抑制を目指しましたが、原材料・資材等の継続した価格高騰もあり、成果が得られませんでした。
2）ジャムのリニューアルに向け、試作品の製造・ラベルデザイン・価格の検討を行いました。
3）おせち事業は、販売価格の変更を行い、売上を拡大することができました。
4）関係法令を順守し、HACCP に沿って衛生管理・製造管理での製品製造に取り組みました。

3．木の花ガルテン
1）新規出荷者として 20 名の方が登録しました。
2）異常気象や生産者の高齢化に伴い野菜不足に悩まされましたが、加工品等の販売強化を実施しました。
3）トキハインダストリーがサイバー攻撃に遭い 4 店舗の販売ができない状態となりました。生産者の方には、大変ご迷惑をお掛けする事になりました。
4）阿蘇農協、日田漁協と連携し、秋の収穫祭、TNC 冬の感謝祭等のイベントを実施し、集客と売上の増加に繋げました。

【菌茸事業部】
1．伝里工場
1）安定した原木を供給するため、予冷室の冷凍機 1 基を更新しました。
2）不安定な原木供給があり栽培に影響を与えました。
3）人員の配置替えを行い、業務の効率化を行いました。

2．追分工場
1）培地の改良等を行いましたが、アオカビの多発、培養日数不足の原木の配分等で農家にご迷惑をおかけしました。

3．小五馬工場
1）培地の改良等を行いましたが、人員不足で稼働日数を大幅に減らし、培養日数も短くなる等の結果となり、都築工場の経営安定に寄与できる原木の製造ができませんでした。

4．都築工場
1）原木供給及び品質の不安定により、原木 1 本当りの収量が伸びず生産量が大幅に減少しました。
2）従業員や外国人技能実習生に対して、衛生管理や品質チェックの意識向上のため、定期的に全体会議を実施ました。
3）イオングループの品質基準を満たすため、金属検出器を導入して異物混入対策などの品質管理を強化しました。

５．東釣工場
１）木の花ガルテンでのイベント企画と連携して、乾燥黒きくらげの販売強化を行い、在庫圧縮に取り組みました。

６．松原工場
１）設備の老朽化、作業効率の点から栽培を休止しています。

７．中間工場
１）原木１本当りの収量と生産量の増加に取り組みましたが、原木不良及び品質が不安定となり大幅に収量が減少しました。

８．伝里文産農場
１）原木１本当りの収量と生産量の増加に取り組みましたが、原木不良及び品質が不安定となり大幅に収量が減少しました。

９．施設
１）修理依頼に対し迅速な対応を行いました。

【生活事業部】
１．Ａコープ
１）新規仕入先の開拓はできませんでしたが、商品アイテムの増加に取り組みました。
２）来客数の増加に向けてのイベント企画として、夏の感謝祭、冬の創業祭を開催し、利用者に喜んでいただける企画が実施できました。
３）買い物サポート事業の利用拡大については、利用の声掛け等を実施致しましたが、結果が出ませんでした。

２．スタンド
１）危険物の取扱に注意し、事故防止に取り組むことができました。
２）燃料価格の高騰に伴いながらも適正単価での販売に取り組みました。

３．ランドリー
１）老朽化により修理できない機械があり、お客様にはご迷惑をお掛け致しました。

４．プロパン
１）原油の高騰が続きましたが、大分県からの助成金もあり消費者への値引き対応ができました。
２）ガス器具の斡旋販売に取り組みました。

５．鎌手支所
１）毎週土曜日は、スタンドを終日営業し、売上の増加に努めましたが、計画通りの十分な売上は達成できませんでした
２）６月より信用窓口を再開しました。休止期間中はご迷惑をおかけし申し訳ございませんでした。

【総務部】
１.総務・文化
１）ＪＡグループ大分が企画した就職ガイダンスに参加して、大分県内の大学、短期大学、専門学校などに求人説明会を行いました。
２）職員、従業員の減少対策として、就職サイトを活用した中途採用の募集に取り組みました。
３）第３２回ＪＡ大分県大会の基本方針に沿って、中期計画の取組と数値目標を設定

し、各事業部の進捗管理に取り組みましたが、目標数値まで完全達成ができませんでした。
４）機関紙ＮＰＣは、地域の情報など中心に、組合員へ有益な情報発信を行いました。

【内部監査室】
１）不祥事未然防止のため、内部監査計画に沿って適切に内部監査を実施しました。
２）内部監査の制度の向上に取り組みました。
３）監事監査、ＪＡ大分中央会と連携を図りながら、業務指導的な監査機能を発揮しました。

５．農業振興活動

◇オーガニック（有機無農薬）農業を推進します。

◇消費者の求めている安心、安全、健康な食品の生産をします。

◇時代に即応した流通の開拓を行います。

◇高付加価値生産品開発に努め、収益率の高い農業をめざします。

◇若者が継ぎたくなる快適農業を推進します。

◇週休三日の余暇で文化の創造を行います。

◇都市と農村との交流事業をすすめます。

６．地域貢献情報

◇社会貢献活動（社会的責任）

・各種募金活動・公益団体等への寄付
・献血運動
・偽造キャッシュカード対策

◇地域貢献情報

・地域行事への参加
・地域の清掃活動(地域の環境保全、景観保全)
・各種農業関連イベントや、地域活動への協賛・後援
・都市と農村との交流事業（農業体験等）
・年金相談会の開催
・年金友の会（グランドゴルフ大会等）
・税理士による申告相談会の開催
・各種講習会の開催
・機関紙「ＮＰＣ」の発行
・農業用廃プラスチックの回収
・インターネット等を通じた組合員等利用者への情報提供

７．リスク管理の状況

◇リスク管理体制等
〔リスク管理基本方針〕
　組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。
　このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。
　この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。
　また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

①　信用リスク管理
　信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸

出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ･バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオ（安全性・収益性を考えた有利な分散投資の組合せ）の状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジ（リスク回避・低減）を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にか

かる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤　事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥　システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

〔リスク管理体制図〕

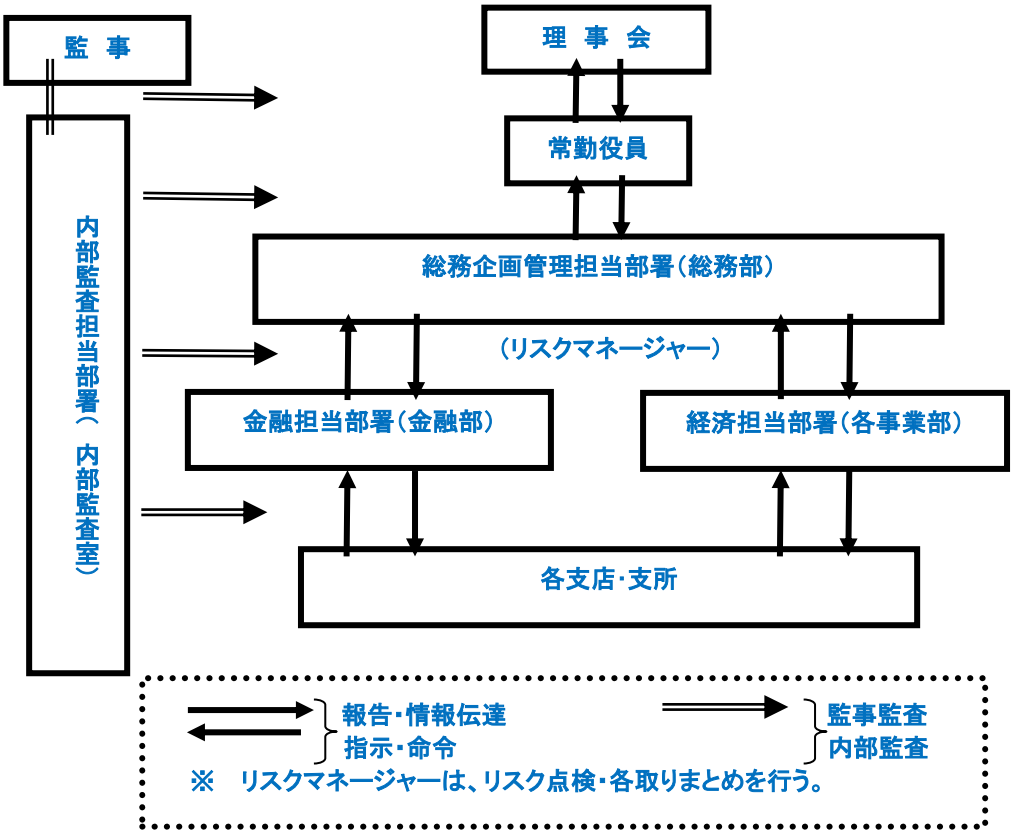

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

〔法令遵守体制図〕

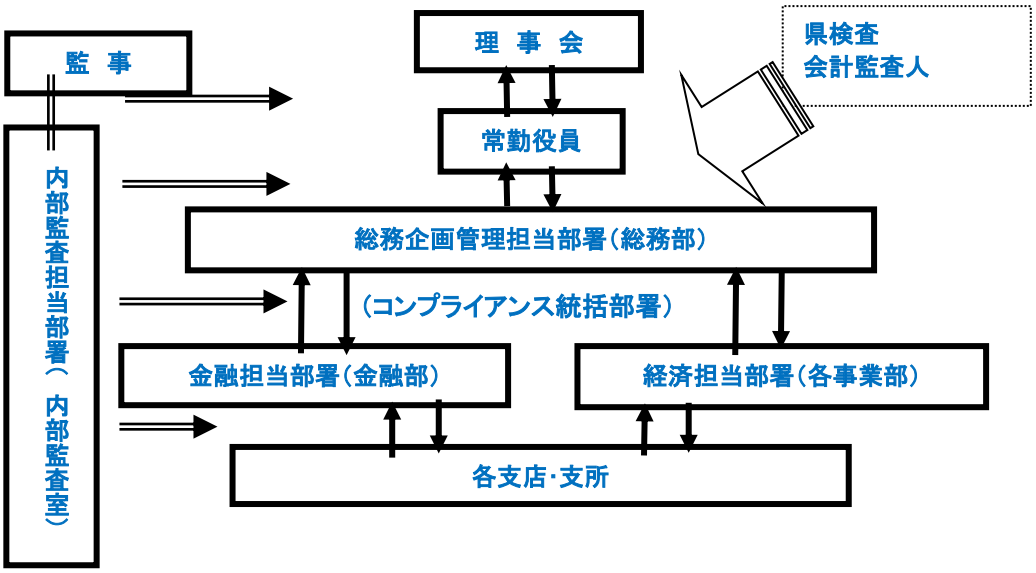

法令遵守態勢の内容

（体制の整備・確立）　…　理事・監事の意思決定・牽制・法令の運用、理事会等議事録の整備等に関するもの

（チェック体制）　…　監事監査、内部監査、行政検査、中央会監査等に関するもの

（不祥・苦情対応）　…　事実確認と責任の明確化、事故防止対応等に関するもの

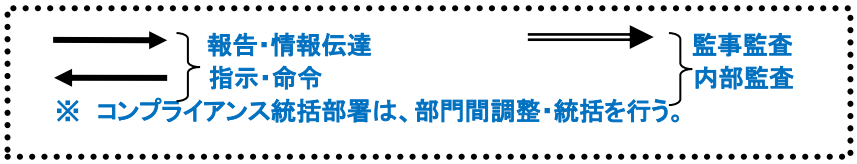

◇金融ＡＤＲ制度への対応

①　苦情処理措置の内容

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当組合の苦情等受付窓口（電話：0973-52-3151（月～金　8時～17時））

②　紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

福岡県弁護士会仲裁センター

https://www.fben.jp/whats/funsoukaiketu.htm

天神センター（電話：092-741-3208）

北九州センター（電話：093-561-0360）

久留米センター（電話：0942-30-0144）

①の窓口またはＪＡバンク相談所（一般社団法人ＪＡバンク・ＪＦマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

なお、福岡県弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

（一社）日本共済協会　共済相談所（電話：03-5368-5757）

https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html

（一財）自賠責保険･共済紛争処理機構

https://www.jibai-adr.or.jp/

（公財）日弁連交通事故相談センター

https://n-tacc.or.jp/

（公財）交通事故紛争処理センター

https://www.jcstad.or.jp/

日本弁護士連合会　弁護士費用保険ＡＤＲ

(https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、組合の本店・支店のすべてを対象とし、年間の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1．組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2．組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3．不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4．電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5．組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6．販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇個人情報保護方針等

大分大山町農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1．当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
個人情報とは、法第２条第１項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。
2．当組合は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取扱います。
ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。
3．当組合は、個人情報を取得する際、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。ただし、ご本人から書面で直接取得する場合には、あらかじめ明示します。
4．当組合は、取扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。
個人データとは、法第２条第４項が規定する、個人情報データベース等（法第２条第２項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。
5．当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
6．当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正

等に応じます。
保有個人データとは、法第２条第５項に規定するデータをいいます。

７．当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

８．当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇情報セキュリティ基本方針

大分大山町農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

１．当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、ＩＴ基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。

２．当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。

３．当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。

４．当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。

５．当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇内部統制システム基本方針

１．理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①　組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。

②　重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。

③　内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。

④　反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。

⑤　組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。

⑥　監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

２．理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①　文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を

適切に保存・管理する。

② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。

② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4．理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。

② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5．監事監査の実効性を確保するための体制

① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。

② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。

③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6．組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。

② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。

③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7．財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。

② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。

③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。

④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

８．自己資本の状況

（記載例）

◇自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和８年３月末における自己資本比率は、38.29％となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○　普通出資による資本調達額

項　目	内　容
発行主体	大分大山町農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	321 百万円（前年度 325 百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19 年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

とりわけ、財務基盤強化のため、平成２０年度より増資運動に取り組んでおりますが、経済不況等による農産物価格の低迷が続き、組合員所得が大幅に減収になったことから、平成２３・２４・２５年度は増資積立を凍結いたしましたが、平成２６年７月より増資積立を再開しました。令和７年度末の出資金額は、対前年度比４百万円減少の３２１百万円となっています。

９．主な事業の内容

（１）主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、ＪＡ・信連・農林中金という３段階の組織が有機的に結びつき、「ＪＡバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

◇為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当組合では、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、全国のＪＡでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアーなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

◇手数料一覧

○内国為替手数料

銀　行　名			大分大山町農協		
区分			当組合本･支宛	系統宛	他行宛
振込手数料	電信扱い	1件3万円未満	無料	220	550
		1件3万円以上	無料	440	770
	ＡＴＭ・ファームネットバンキング	1件3万円未満	0	110	440
		1件3万円以上	0	330	660
	文書扱い	1件3万円未満		220	440
		1件3万円以上		440	660
代金取立手数料	至急扱い	1件につき		880	880
	普通扱い	1件につき		660	660
その他手数料	送金・振込の組み戻し料	１件につき		660	660
	取立手形組み戻し料	１通につき		660	660
	取立手形店頭呈示料	１通につき		660	660
	不渡り手形返却料	１通につき		660	660
	その他特殊扱い手数料	実　費		実費	実費

○その他手数料

取扱内容			手数料
通帳･証書等の再発行		1件当り	550
キャッシュカードの再発行		1件当り	1,100
貯金･貸出の残高証明書・利息払出証明書		1通当り	330
貯金･貸出の取引明細証明書発行		1件当り	550
融資予定証明書		1件当り	550
各種統一ローン基金協会保証付	一部繰上償還	繰上償還10万円未満	無料
		繰上償還10万円以上	2,200
	全額繰上償還	繰上償還10万円未満	無料
		繰上償還10万円以上	3,300
貸出金の条件変更　（償還条件の変更）			1,100
貸出金の条件変更　（付随項目変更、償還口座変更）			無料
当座小切手帳			2,200

○両替手数料

	枚数	手数料
円貨窓口両替手数料	１枚～１００枚	無料
	１０１枚～２００枚	110
	２０１枚～３００枚	220
	３０１枚～４００枚	330
	４０１枚～５００枚	440
	５０１枚～６００枚	550
	６０１枚～７００枚	660
	７０１枚～８００枚	770
	８０１枚～９００枚	880
	９０１枚～１０００枚	990
	１００１枚以上	1,100

〔共済事業〕

ＪＡ共済は、ＪＡが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

ＪＡ共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

◇ＪＡ共済の仕組み

ＪＡ共済は、平成 17 年４月１日から、ＪＡとＪＡ共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。ＪＡとＪＡ共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。

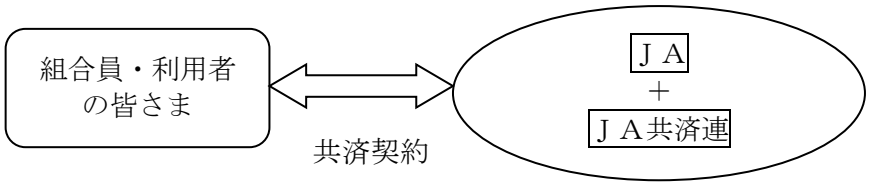

Ｊ　　Ａ：ＪＡ共済の窓口です。
ＪＡ共済連：ＪＡ共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

〔農業関連事業〕

◇販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷するほか、直売所「木の花ガルテン」を開設し、消費者に直接、農家の持ち寄った新鮮な農産品の提供を行っています。

さらに、地元農産物の詰まった「旬のかおり」（宅配便）を全国の消費者の方にご利用いただいています。

◇購買事業

資材課（生産資材店舗）では、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。店舗に営農指導員が野菜づくりのアドバイスも行っています。

〔営農・生活相談事業〕

◇営農指導相談

◇青色申告の相談

◇オーガニック農業の推進

◇都市と農村の交流事業

〔生活関連事業〕

◇店舗事業（Ａコープ・鎌手支所）

◇生活支援事業（Ａコープ・鎌手支所）

◇石油事業（ＪＡ－ＳＳ）

◇ＬＰＧ事業

◇コインランドリー事業　　など

〔その他事業〕

◇農家レストラン事業（オーガニック農園）

◇流通・加工事業（外商・新開工場）

◇菌茸事業（キノコ類の製品、原木製造）

（２）系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当組合の貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

◇「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、（1）個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（2）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（3）全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金※」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2025 年 3 月末における残高は 1,653 億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2025 年 3 月末現在で 4,861 億円となっています。

【経営資料】

Ⅰ　決算の状況

１．貸借対照表

（単位：円）

科　　目	令和6年度 （令和7年3月31日）	令和7年度 （令和8年3月31日）
（資　産　の　部）		
1　信用事業資産	7,369,430,137	7,436,076,931
（１）現金	71,751,654	109,227,607
（２）預金	6,932,174,865	6,973,875,274
系統預金	6,846,859,212	6,885,156,362
系統外預金	85,315,653	88,718,912
（３）貸出金	364,634,277	345,648,266
（４）その他の信用事業資産	6,486,941	13,343,869
未収収益	4,288,961	11,470,004
その他の資産	2,197,980	1,873,865
（５）貸倒引当金	▲ 5,617,600	▲ 6,018,085
2　共済事業資産	39,203	22,689
（１）共済貸付金	0	0
（２）共済未収利息	0	0
（３）その他の共済事業資産	39,203	22,689
（４）貸倒引当金	0	0
3　経済事業資産	329,187,492	318,514,234
（１）受取手形	802,751	214,880
（２）経済事業未収金	103,713,543	95,521,890
（３）棚卸資産	221,873,416	219,787,584
購買品	42,834,743	36,509,256
販売品	8,232,996	6,836,463
加工品	122,379,815	127,525,240
その他の棚卸資産	48,425,862	48,916,625
（４）その他の経済事業資産	3,603,045	3,603,823
（５）貸倒引当金	▲ 805,263	▲ 613,943
4　雑資産	76,741,721	70,823,211
（１）雑資産	76,741,721	70,823,211
5　固定資産	922,570,783	902,614,579
（１）有形固定資産	920,074,426	900,867,372
建物	1,384,683,137	1,383,866,215
機械装置	721,491,794	744,179,794
土地	482,937,098	482,937,098
建設仮勘定	0	0
その他の有形固定資産	692,563,756	689,233,880
減価償却累計額	▲ 2,361,601,359	▲ 2,399,349,615
（２）無形固定資産	2,496,357	1,747,207
その他無形固定資産	2,496,357	1,747,207
6　外部出資	263,910,000	263,910,000
（１）外部出資	263,910,000	263,910,000
系統出資	251,190,000	251,190,000
系統外出資	10,270,000	10,270,000
子会社等出資	2,450,000	2,450,000
（２）外部出資等損失引当金	0	0
7　繰延税金資産	19,203,313	28,507,345
資　産　の　部　合　計	8,981,082,649	9,020,468,989

（単位：円）

科　　目	令和6年度 （令和7年3月31日）	令和7年度 （令和8年3月31日）
（負　債　の　部）		
1　信用事業負債	7,167,783,878	7,258,835,400
（1）貯金	7,154,806,241	7,237,643,658
（2）借入金	0	0
（3）その他の信用事業負債	12,977,637	21,191,742
未払費用	3,158,177	7,082,682
その他の負債	9,819,460	14,109,060
2　共済事業負債	29,192,908	30,072,570
（1）共済借入金	0	0
（2）共済資金	17,876,880	18,294,615
（3）未経過共済付加収入	11,316,028	11,777,955
（4）共済未払費用	0	0
3　経済事業負債	60,057,507	67,413,477
（1）経済事業未払金	60,054,307	67,395,036
（2）経済受託債務	3,200	18,441
4　雑負債	148,013,182	124,475,284
（1）未払法人税等	1,817,400	1,057,000
（2）リース債務		
（3）資産除去債務	155,336	155,336
（4）その他の負債	146,040,446	123,262,948
5　諸引当金	84,300,519	80,579,091
（1）退職給付引当金	55,907,607	49,699,299
（2）役員退職慰労引当金	28,392,912	30,879,792
6　再評価に係る繰延税金負債	50,145,416	50,145,416
負　債　の　部　合　計	7,539,493,410	7,611,521,238
（純　資　産　の　部）		
1　組合員資本	1,324,893,380	1,292,251,892
（1）出資金	325,940,000	321,275,000
（2）利益剰余金	1,002,883,380	973,286,892
利益準備金	586,300,000	594,300,000
その他利益剰余金	416,583,380	378,986,892
振興資金積立金	100,000,000	100,000,000
教育情報積立金	0	0
特別積立金	304,981,665	304,981,665
当期未処分剰余金	11,601,715	▲ 25,994,773
（うち当期剰余金）	(8,318,476)	(▲29,596,488)
（3）処分未済持分	▲ 3,930,000	▲ 2,310,000
2　評価・換算差額等	116,695,859	116,695,859
（1）土地再評価差額金	116,695,859	116,695,859
純　資　産　の　部　合　計	1,441,589,239	1,408,947,751
負　債　及　び　純　資　産　の　部　合　計	8,981,082,649	9,020,468,989

２．損益計算書

（単位：円）

科　　目	令和6年度 （自　令和6年4月1日 至　令和7年3月31日）	令和7年度 （自　令和7年4月1日 至　令和8年3月31日）
1　事業総利益	364,155,190	318,889,437
事業収益	2,060,726,559	2,060,971,400
事業費用	1,696,571,369	1,742,081,963
（１）信用事業収益	45,413,283	56,134,046
資金運用収益	38,099,977	49,383,749
（うち預金利息）	(28,584,867)	(43,941,196)
（うち貸出金利息）	(5,106,179)	(5,377,440)
（うちその他受入利息）	(4,408,931)	(65,113)
役務取引等収益	4,939,407	4,997,474
その他経常収益	2,373,899	1,752,823
（２）信用事業費用	25,396,935	38,417,535
資金調達費用	4,659,983	15,153,980
（うち貯金利息）	(4,585,405)	(15,090,546)
（うち給付補てん備金繰入）	(5,391)	(63,357)
（うち借入金利息）		
（うちその他支払利息）	(69,187)	(77)
役務取引等費用	11,679,932	11,732,485
その他経常費用	9,057,020	11,531,070
（うち貸倒引当金戻入益）		
（うち貸倒引当金繰入額）	(56,178)	(400,485)
信用事業総利益	20,016,348	17,716,511
（３）共済事業収益	53,468,263	51,877,736
共済付加収入	50,465,387	48,727,451
共済貸付金利息		
その他の収益	3,002,876	3,150,285
（４）共済事業費用	3,986,320	3,860,551
共済借入金利息		
共済推進費	921,933	754,990
その他の費用	3,064,387	3,105,561
（うち貸倒引当金繰入額）		
共済事業総利益	49,481,943	48,017,185
（５）購買事業収益	371,682,629	368,454,760
購買品供給高	346,736,215	344,612,133
修理サービス料		
その他の収益	24,946,414	23,842,627
（６）購買事業費用	343,361,076	345,355,808
購買品供給原価	281,202,112	280,960,444
購買品供給費		
その他の費用	62,158,964	64,395,364
（うち貸倒引当金戻入益）	(269,649)	(▲166,254)
購買事業総利益	28,321,553	23,098,952
（７）販売事業収益	191,688,199	206,935,605
販売品販売高（買取販売のみ）	29,739,060	48,628,849
販売手数料（受託販売のみ）	23,029,348	21,641,803
その他の収益	138,919,791	136,664,953
（８）販売事業費用	149,699,183	163,202,412
販売品販売原価（買取販売のみ）	25,914,510	42,924,063
販売費	1,203,792	956,978
その他の費用	122,580,881	119,321,371
（うち貸倒引当金戻入益）	(12,326)	(▲6,000)
販売事業総利益	41,989,016	43,733,193

科　　目	令和6年度 （自　令和6年4月1日 至　令和7年3月31日）	令和7年度 （自　令和7年4月1日 至　令和8年3月31日）
（９）加工事業収益	322,278,134	321,642,812
（10）加工事業費用	249,768,554	253,554,355
加工事業総利益	72,509,580	68,088,457
(11)農業経営事業収益	308,428,594	258,965,659
(12)農業経営事業費用	277,274,907	256,875,994
農業経営事業利益	31,153,687	2,089,665
（13）その他事業収益	882,356,066	906,534,620
木の花ガルテン事業収益	604,152,166	649,021,155
菌茸事業収益	267,687,172	247,626,862
その他事業収益	10,516,728	9,886,603
（14）その他事業費用	762,387,240	790,171,695
木の花ガルテン事業費用	519,356,069	562,005,377
菌茸事業費用	229,163,214	215,634,197
その他事業費用	13,867,957	12,532,121
その他事業総利益	119,968,826	116,362,925
（15）指導事業収入	4,804,810	4,318,227
（16）指導事業支出	4,090,573	4,535,678
指導事業収支差額	714,237	▲ 217,451
２　事業管理費	363,660,845	364,527,285
（１）人件費	253,121,178	253,088,437
（２）業務費	11,019,048	10,058,632
（３）諸税負担金	13,040,702	12,981,016
（４）施設費	67,931,153	68,347,177
（５）その他事業管理費	18,548,764	20,052,023
事　業　利　益	494,345	▲ 45,637,848
３　事業外収益	11,744,247	8,641,275
（１）受取出資配当金	3,827,800	2,625,000
（２）賃貸料	1,728,000	1,728,000
（３）雑収入	6,188,447	4,288,275
４　事業外費用	20,000	520,000
（１）寄付金	20,000	520,000
（２）外部出資等損失引当金繰入	0	0
経　常　利　益	12,218,592	▲ 37,516,573
５　特別利益	0	209,100
（１）一般補助金	0	209,100
（２）固定資産処分益	0	0
６　特別損失	2,136,614	23
（１）固定資産処分損	77,989	23
（２）その他の特別損失	0	0
（３）固定資産圧縮損	2,058,625	0
税引前当期利益	10,081,978	▲37,307,496
法人税，住民税及び事業税	2,599,035	1,593,024
法人税等調整額	▲ 835,533	▲ 9,304,032
法人税合計	1,763,502	▲ 7,711,008
当期剰余金	8,318,476	▲29,596,488
当期期首繰越剰余金	3,283,239	3,601,715
教育情報積立金取壊額	0	0
土地再評価差額金取壊額	0	0
当期未処分剰余金	11,601,715	▲25,994,773

３．キャッシュ・フロー計算書

（単位：円）

科　　目	令和6年度 （自　令和6年4月1日 至　令和7年3月31日）	令和7年度 （自　令和7年4月1日 至　令和8年3月31日）
1　事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益(又は税引前当期損失)	10,081,978	▲ 37,307,496
減価償却費	60,976,967	61,417,826
減損損失	0	0
のれん償却額	0	0
貸倒引当金の増減額（▲は減少）	289,840	209,165
賞与引当金の増減額（▲は減少）	0	0
退職給付引当金の増減額（▲は減少）	6,587,702	▲ 6,208,308
その他引当金等の増減額（▲は減少）	▲ 1,656,000	2,486,880
信用事業資金運用収益	▲ 38,099,977	▲ 49,383,749
信用事業資金調達費用	4,659,983	15,153,980
共済貸付金利息	0	0
共済借入金利息	0	0
受取雑利息及び受取出資配当金	▲ 3,827,800	▲ 2,625,000
支払雑利息	0	0
為替差損益	0	0
有価証券関係損益（▲は益）	0	0
固定資産売却損益（▲は益）	77,989	23
雑収入	0	0
雑損失	0	0
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増（▲）減	5,751,602	18,986,011
預金の純増（▲）減	▲ 5,000,000	10,000,000
貯金の純増減（▲）	▲ 97,455,684	82,837,417
信用事業借入金の純増減（▲）	0	0
その他の信用事業資産の純増減	183,701	324,115
その他の信用事業負債の純増減	▲ 510,205	4,251,656
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増（▲）減	0	0
共済借入金の純増減（▲）	0	0
共済資金の純増減（▲）	199,017	417,735
未経過共済付加収入の純増減	▲ 539,182	461,927
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増（▲）減	▲ 3,845,228	▲ 34,277,363
経済受託債権の純増減	0	0
棚卸資産の純増（▲）減	▲ 2,467,598	2,085,832
支払手形及び経済事業未払金の純増減（▲）	1,859,375	7,340,729
経済受託債務の純増減（▲）	1,600	15,241
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増減	23,125,359	48,991,133
その他の負債の純増減	▲ 19,247,572	▲ 22,316,298
未払消費税等の増減額	▲ 17,273,200	▲ 9,746,200
信用事業資金運用による収入	36,236,625	42,202,706
信用事業資金調達による支出	▲ 2,796,426	▲ 11,191,531
共済貸付金利息による収入	0	0
共済借入金利息による支出	0	0
事業分量配当金の支払額	0	0
小　　計	▲ 42,687,134	124,126,431
雑利息及び出資配当金の受取額	3,827,800	2,625,000
雑利息の支払額	0	0
法人税等の支払額	▲ 6,667,535	▲ 2,353,424
災害による保険金収入	0	0
損害賠償金の支出	0	0
事業活動によるキャッシュ・フロー	▲ 45,526,869	124,398,007

2　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	0	0
有価証券の売却による収入	0	0
有価証券の償還による収入	0	0
金銭の信託の増加による支出	0	0
金銭の信託の減少による収入	0	0
補助金の受入れによる収入	2,058,625	0
固定資産の取得による支出	▲ 28,627,928	▲ 41,461,645
固定資産の売却による収入	0	0
外部出資による支出	0	0
外部出資の売却等による収入	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 26,569,303	▲ 41,461,645
3　財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	0	0
設備借入金の返済による支出	0	0
出資の増額による収入	14,105,000	2,430,000
出資の払戻しによる支出	▲ 6,230,000	2,190,000
持分の取得による支出	▲ 3,930,000	▲ 2,310,000
持分の譲渡による収入	2,485,000	3,930,000
出資配当金の支払額	▲ 6,531,800	0
被支配株主への配当金支払額	0	0
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得による支出	0	0
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の売却による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 101,800	6,240,000
4　現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
5　現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	▲ 72,197,972	89,176,362
6　現金及び現金同等物の期首残高	870,124,491	797,926,519
7　現金及び現金同等物の期末残高	797,926,519	887,102,881

４．注記表

項目	注　記　事　項
重要な会計方針に係る事項の注記	**１　有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法** （１）子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法 （２）その他有価証券：市場価格のない株式等：移動平均法による原価法 **２　棚卸資産の評価基準及び評価方法** （１）購買品（肥料、農薬、燃料等）…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 購買品（生活物資、その他生産資材等）……売価還元法による低価法 （２）販売品……先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） （３）加工品 原材料・貯蔵品……先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） 仕掛品……総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） （４）その他の棚卸資産 原材料・貯蔵品……先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） 仕掛品……総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） **３　固定資産の減価償却の方法** （１）有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、平成 10 年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 （２）無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 **４　引当金の計上基準** （１）貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額または今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間または３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した他の部署が査定結果を検証しております。 （２）退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

（３）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

５　消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

６　収益及び費用の計上基準

収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①　購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②　販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③　加工事業

組合員が生産した農産物等を原料に、加工品を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④　農業経営事業

当組合が栽培した菌茸を販売する事業であり、当組合は取引相手等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この取引業者等に対する履行義務は販売品の引渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤　その他事業（木の花ガルテン事業）

出荷者が生産・加工した農産物・加工品等を直販店舗及びインショップで販売する事業であり、当組合は出荷者との契約に基づき、農産物・加工品等を消費者に販売する義務を負っております。この出荷者に対する履行義務は、消費者への販売時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥　その他事業（菌茸事業）

菌茸栽培のための原木を組合員等に販売する事業であり、当組合は組合員等との契約に基づき、原木を引き渡す義務を負っています。この組合員等に対する履行義務は原木を引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑦　指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

会計上の見積りに関する注記	**1　繰延税金資産の回収可能性** （1）当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産　28,507,345 円（繰延税金負債との相殺前） （2）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、回収可能な将来減算一時差異の見積額を限度として行っています。課税所得の見積額については、令和８年３月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 **2　貸倒引当金** （1）当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金　6,632,028 円 （2）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ①算定方法 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。 ②主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 ③翌事業年度に係る計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記	**1　固定資産の圧縮記帳額** 国庫補助金等により取得した固定資産について、取得価額から控除している圧縮記帳額は累積で 900,489,669 円であり、その内訳は次のとおりです。 建　　物　615,601,196 円　　構築物　155,881,389 円　機械装置　87,245,346 円 車両運搬具　7,784,626 円　　器具備品　33,822,296 円　　そ の 他　　154,816 円 また、土地収用法を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 115,156,000 円であり、その内訳は次のとおりです。 建物　101,645,800 円　　土地　13,510,200 円 **2　子会社等に対する金銭債権及び金銭債務** 子会社等に対する金銭債権の総額　　16,351,066 円 子会社等に対する金銭債務の総額　　2,729,549 円 **3　役員に対する金銭債権及び金銭債務** 理事及び監事に対する金銭債権の総額　　7,869,118 円 **4　債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第１項第１号ホ（２）（ｉ）から（ⅳ）までに掲げるものの額及びその合計額** 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 5,210,791 円、危険債権額はありません。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。 債権のうち、三月以上延滞債権はありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 5,210,791 円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 **5　土地の再評価に関する法律に基づく再評価** 「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 ●再評価を行った年月日　平成 10 年 3 月 31 日 ●再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 100,511,058 円 ●同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税

	台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

損益計算書に関する注記	**1　事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報** 当組合は、事業別の収益及び費用について、加工事業の収益、費用については事業間取引（新開工場売上と外商仕入）の相殺表示を行っておりますが、その他の事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。 **2　子会社等との取引高の総額** （1）子会社等との取引による収益総額　　6,873,624 円 （2）子会社等との取引による費用総額　　6,735,615 円
金融商品に関する注記	**1　金融商品の状況に関する事項** （1）金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大分県信用農業協同組合連合会へ預け運用を行っています。 （2）金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 （3）金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部門を設置し支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュフローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ②市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

項目	注　記　事　項
金融商品に関する注記	

市場リスクに係る定量的情報

（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.16%下落したものと想定した場合には、経済価値が 7,861,418 円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２　金融商品の時価に関する事項

（１）金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時価	差額 （時価－計上額
預金	6,973,875,274	6,954,066,551	▲19,808,
貸出金 貸倒引当金（＊1） 貸倒引当金控除後	345,648,266 ▲6,018,085 339,630,181	338,084,680	▲1,545,
経済事業未収金 貸倒引当金（＊2） 貸倒引当金控除後	95,521,890 ▲613943 94,907,947	94,907,947	
資産計	7,408,413,402	7,387,059,178	▲21,354,
貯金 経済事業未払金	7,237,643,658 67,395,036	7,210,856,695 67,395,036	▲26,786,
負債計	7,305,038,694	7,278,251,731	▲26,786,

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（＊2）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（２）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

（３）市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは（１）の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：円）

	貸借対照表計上額
外部出資（＊1）	263,910,000
合　　計	263,910,000

（＊１）外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針）企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年７月４日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（４）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	6,973,875,274	－	－	－	－	－
貸出金 (＊1,2)	96,475,833	26,422,783	23,127,190	19,908,600	15,132,919	164,580,941
経済事業 未収金 (＊3)	95,094,786	－	－	－	－	－
合　計	7,165,445,893	26,422,783	23,127,190	19,908,600	15,132,919	164,580,941

（＊1）貸出金のうち、当座貸越 27,118,239 円については「1 年以内」に含めています。
また、期限のない場合は「５年超」に含めています。

（＊2）貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 5,210,791 円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（＊3）経済事業未収金のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権等 427,104 円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（５）その他の有利子負債の決算日後の返済予定

（単位：円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(＊1)	6,561,071,603	321,561,116	217,214,059	109,609,095	4,706,150	23,481,635
経済事業 未払金	67,395,036	－	－	－	－	－
合　計	6,628,466,639	321,561,116	217,214,059	109,609,095	4,706,150	23,481,635

（＊１）貯金のうち、要求払貯金については「１年以内」に含めています。

項目	注　記　事　項
退職給付に関する注記	**1　退職給付に係る注記** （1）採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人　全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 （2）退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付債務　55,907,607 円 退職給付費用　3,857,501 円 退職給付の支払額　▲10,065,809 円 期末における退職給付債務　49,699,299 円 （3）退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当額の調整表 退職給付債務　154,537,622 円 特定退職金共済制度　▲10,438,323 円 未積立退職給付債務　49,699,299 円 退職給付引当金　49,366,299 円 （4）退職給付に関連する損益 勤務費用　3,857,501 円 退職給付費用　3,857,301 円 (注)特定退職金共済制度への拠出金 6,192,000 円は「厚生費」で処理しています。 **2　特例業務負担金の将来見込額** 人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 6,376,300 円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和７年３月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、37,780,000 円となっています。

項目	注　記　事　項
税効果会計に関する注記	**繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等** （１）繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳 繰延税金資産 税務上の繰越欠損金　12,241,286 円 貸倒引当金　1,199,214 円 退職給付引当金　14,099,691 円 減価償却超過額　1,335,046 円 役員退任慰労引当金　8,760,597 円 その他　2,834,682 円 繰延税金資産小計　40,470,516 円 評価性引当額　▲11,963,171 円 繰延税金資産合計（A）　28,507,345 円 （２）法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 当該事業年度は税引前当期損失となっているため、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率を記載しておりません。
収益認識に関する注記	**収益を理解するための基礎となる情報** 「重要な会計方針に係る事項に関する注記　５　収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

５．剰余金処分計算書

（単位：円）

科　　目	令和６年度	令和7年度
１.当期未処分剰余金	11,601,715	▲ 25,994,773
２.剰余金処分額	8,000,000	0
（１）利益準備金	80,000,000	0
（２）任意積立金取壊額		25,994,773
特別積立金取壊	0	25,994,773
（３）出資配当金		
普通出資に対する配当金	0	0
３.次期繰越配当金	3,601,715	0

６．部門別損益計算書
〔令和７年度〕

（単位：千円）

区　　分	合　計	信　用 事　業	共　済 事　業	農業関連 事　業	生活その他 事　　業	営　　農 指導事業	共通管理費 等
事業収益　①	2,174,863	56,134	51,878	897,033	1,165,500	4,318	
事業費用　②	1,855,974	38,418	3,861	762,113	1,047,047	4,535	
事業総利益　③ （①－②）	318,889	17,716	48,017	134,920	118,453	△217	
事業管理費　④ （うち減価償却費　⑤） （うち人件費　⑤´）	364,527 (61,418) (253,088)	20,777 (1,370) (16,906)	48,393 (2,479) (38,411)	134,100 (9,758) (96,740)	143,786 (46,762) (86,497)	17,471 (1,049) (14,534)	
※うち共通管理費　⑥ （うち減価償却費　⑦） （うち人件費　⑦´）		9,441 (785) (6,155)	28,322 (2,355) (18,464)	79,301 (6,594) (51,699)	69,861 (5,809) (45,544)	1,888 (157) (1,231)	△188,813 (△15,700) (△123,092)
事業利益　⑧ （③－④）	△45,638	△3,061	△376	820	△25,333	△17,688	
事業外収益　⑨	8,641		2,376	1,338	4,927		
※うち共通分　⑩							△
事業外費用　⑪	520	20		500			
※うち共通分　⑫							△
経常利益　⑬ （⑧＋⑨－⑪）	△37,517	△3,081	2,000	1,658	△20,406	△17,688	
特別利益　⑭	209			209			
※うち共通分　⑮							△
特別損失　⑯	0						
※うち共通分　⑰							△
税引前当期利益　⑱ （⑬＋⑭－⑯）	△37,308	△3,081	2,000	1,867	△20,406	△17,688	
営農指導事業分配賦額　⑲		531	2,123	5,306	9,728	△17,688	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益　⑳ （⑱－⑲）	△37,308	△3,612	△123	△3,439	△30,134		

（注）上記（部門別損益計算書）の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益 113,892 千円、事業費用 113,892 千円）を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致しておりません。

１．共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです

(1) 共通管理費等

・人件費による負担、全管理費の 20/85%
・事業利益による負担、全管理費の 80/85%
・共済事業負担、全管理費の 10%
・信用事業負担、全管理費の 5%

(2) 営農指導事業

・人件費による負担、全営農指導費の 10%
・事業利益による負担、全営農指導費の 90%

２．配賦割合（１の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

（単位：%）

区　　分	信　用 事　業	共　済 事　業	農業関連 事　業	生活その他 事　業	営　農 指導事業	合　計
共通管理費等	5	15	42	37	1	100
営農指導事業	3	12	30	55		100

（記載上の注意）

共通管理費等として各部門に配賦された事業外損益（⑩、⑫）、特別損益（⑮、⑰）の額が相当多額であり、かつその配賦基準が共通管理費（⑥）の配賦基準と異なるときは、当該収益又は損失の勘定を付して、それぞれの配賦基準及び配賦割合を注記すること。

３．部門別の資産

区　　分	計	信　用 事　業	共　済 事　業	農業関連 事　業	生活その 他事業	営　農 指導事業	共通資産
事業別の総資産							
総資産 （共通資産配分後） （うち固定資産）							

（記載上の注意）

貸借対照表の「経済事業資産」について農業関連・生活その他・営農指導の部門別に区分することが困難な場合には合計により表示する。貸借対照表の雑資産以下の項目については、①個別の事業に直接関連している資産は、個別に各事業に割り当て、②共通で使用している資産は、共通資産に集計し、適切な方法により各事業に配分する。

なお、固定資産については、総資産（共通資産配賦後）の内訳として開示する。

７．財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

１　私は、当組合の令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。

２　この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。

⑴　業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。

⑵　業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。

⑶　重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和８年７月１日
大分大山町農業協同組合
代表理事組合長　矢羽田　正豪

Ⅱ　損益の状況

１．　最近の５事業年度の主要な経営指標

（単位：千円、口、人、%）

項　　目		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和7年度
経常収益（事業収益）		2,251,779	2,168,883	2,280,830	2,180,119	2,174,863
	信用事業収益	48,498	44,148	43,807	45,413	56,134
	共済事業収益	65,364	60,209	53,763	53,468	51,878
	農業関連事業収益	1,264,410	979,636	977,509	885,649	897,033
	その他事業収益	873,507	1,084,890	1,205,751	1,195,589	1,169,818
経常利益		25,840	603	43,883	12,219	▲ 37,516
当期剰余金		20,857	▲ 9,559	29,815	8,318	▲ 29,596
出資金		323,925	329,715	318,065	325,940	321,275
（出資口数）		(64,785)	(65,943)	(63,613)	(65,188)	(64,255)
純資産額		1,425,765	1,416,915	1,434,620	1,441,589	1,408,948
総資産額		9,069,572	8,990,924	9,103,105	8,981,083	9,020,469
貯金等残高		7,236,349	7,209,597	7,252,262	7,167,784	7,237,643
貸出金残高		351,758	361,072	370,386	364,634	345,648
剰余金配当金額		－	－	－	－	－
	出資配当額	－	－	－	－	－
職員数		52	43	36	35	32
単体自己資本比率		31.35	30.30	32.23	39.10	38.29

（注）１．経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
２．当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
３．信託業務の取り扱いは行っていません。
４．「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

２．利益総括表

（単位：千円、％）

項　　目	令和6年度	令和7年度	増　　減
資金運用収支	33,439	34,229	790
役務取引等収支	▲ 6,740	▲ 6,735	5
その他信用事業収支	▲ 6,683	▲ 9,778	▲ 3,095
信用事業粗利益 （信用事業粗利益率）	26,699 (0.36%)	27,494 (0.37%)	795 (0.01%)
事業粗利益 （事業粗利益率）	395,601 (4.38%)	354,457 (3.94%)	▲ 41,144 (▲0.44%)
事業純益	30,648	▲ 11,304	
実質事業純益	31,940	▲ 10,070	
コア事業純益	31,940	▲ 10,070	
コア事業純益 （投資信託解約損益を除く。）	31,940	▲ 10,070	

３．資金運用収支の内訳

（単位：千円、％）

項　　目		令和６年度			令和７年度		
		平均残高 A	利　息 B	利　回 B/A×100	平均残高 A	利　息 B	利　回 B/A×100
資金運用勘定		7,312	38	0.52	7,257	48	0.66
	うち預金	6,937	33	0.48	6,902	43	0.62
	うち有価証券	－	－	－	－	－	－
	うち貸出金	375	5	1.33	355	5	1.41
資金調達勘定		7,283	4	0.05	7,236	15	0.21
	うち貯金・定期積金	7,283	4	0.05	7,236	15	0.21
	うち譲渡性貯金	－	－	－	－	－	－
	うち借入金	0	0	0	0	0	0
総資金利ざや		－	－	0.47	－	－	0.45

（注）
１．総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）
２．資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの預金に係る奨励金が含まれています。

４．受取・支払利息の増減額

（単位：千円）

項　　目		令和６年度	令和７年度
受　取　利　息		1,832	15,717
	うち預金	2,782	15,356
	うち有価証券	―	－
	うち貸出金	▲ 950	361
支　払　利　息		4,347	10,506
	うち貯金・定期積金	4,347	10,506
	うち譲渡性貯金	―	－
	うち借入金	0	0
差し引き		▲ 2,515	5,211

（注）１．増減額は前年度対比です。
　　２．受取利息の預金には、信連からの預金に係る奨励金が含まれています。

Ⅲ　事業の概況

１．信用事業

（１）貯金に関する指標

①　科目別貯金平均残高

（単位：百万円，％）

種　　類	令和６年度		令和７年度		増　減
流動性貯金	4,538	(62.3)	4,571	(63.2)	33
定期性貯金	2,734	(37.5)	2,654	(36.7)	▲ 80
その他の貯金	10	(0.2)	11	(0.1)	1
計	7,282	(100.0)	7,236	(100.0)	▲ 46
譲渡性貯金	－	－	－	－	－
合　　計	7,282	(100.0)	7,236	(100.0)	▲ 46

（注）　１．流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
　　２．定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
　　３．（　）内は構成比です。

②　定期貯金残高

（単位：百万円，％）

種　　類		令和６年度		令和７年度		増　減
定期貯金		2,616	(100.0)	2,591	(100.0)	▲ 25
	うち固定金利定期	2,616	(100.0)	2,591	(100.0)	▲ 25
	うち変動金利定期	－	－	－	－	―

（注）
１．固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
２．変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
３．（　）内は構成比です。

（２）貸出金等に関する指標

①　科目別貸出金平均残高

（単位：百万円）

種　　類	令和６年度	令和７年度	増　　減
手形貸付	38	39	1
証書貸付	306	289	▲ 17
当座貸越	32	28	▲ 4
割引手形	0	0	0
購買貸越	0	0	0
合　　計	376	356	▲ 20

② 貸出金の金利条件別内訳残高

（単位：百万円，％）

種　　類	令和６年度		令和７年度		増　減
固定金利貸出	185	(50.8)	164	(47.5)	▲ 21
変動金利貸出	158	(43.4)	163	(47.2)	5
そ　の　他	21	(5.8)	18	(5.3)	▲ 3
合　　計	364	(100.0)	345	(100.0)	▲ 19

（注）（　）内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

（単位：百万円）

種　　類	令和６年度	令和７年度	増　減
貯金・定期積金等	16	16	0
有価証券	0	0	0
動　産	0	0	0
不動産	0	0	0
その他担保物	0	0	0
小　　計	16	16	0
農業信用基金協会保証	240	234	▲ 6
その他保証	23	18	▲ 5
小　　計	263	252	▲ 11
信　用	85	77	▲ 8
合　　計	364	345	▲ 19

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

（単位：百万円）

種　　類	令和６年度	令和７年度	増　減
貯金・定期積金等	0	0	0
有価証券	0	0	0
動　産	0	0	0
不動産	0	0	0
その他担保物	0	0	0
小　　計	0	0	0
信　用	0	0	0
合　　計	0	0	0

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

（単位：百万円，％）

種　　類	令和６年度		令和７年度		増　減
設備資金	266	(73.1)	242	(70.1)	▲ 24
運転資金	98	(26.9)	103	(29.9)	5
合　　計	364	(100.0)	345	(100.0)	▲ 19

（注）（　）内は構成比です。

⑥　貸出金の業種別残高

（単位：百万円、％）

種　　類	令和６年度		令和７年度		増　　減
農業	26	(7.1)	16	(4.6)	▲ 10
林業	0	(0.0)	0	(0.0)	0
水産業	0	(0.0)	0	(0.0)	0
製造業	4	(1.1)	4	(1.2)	0
鉱業	0	(0.0)	0	(0.0)	0
建設・不動産業	0	(0.0)	0	(0.0)	0
電気・ガス・熱供給水道業	0	(0.0)	0	(0.0)	0
運輸・通信業	0	(0.0)	0	(0.0)	0
金融・保険業	0	(0.0)	0	(0.0)	0
卸売・小売・ｻｰﾋﾞｽ業・飲食業	40	(11.0)	38	(11.0)	▲ 2
地方公共団体	0	(0.0)	0	(0.0)	0
非営利法人	0	(0.0)	0	(0.0)	0
その他	294	(80.8)	287	(83.2)	▲ 7
合　　計	364	(100.0)	345	(100.0)	▲ 19

（注）（　）内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑦　主要な農業関係の貸出金残高

１）　営農類型別

（単位：千円）

種　　類	令和６年度	令和７年度	増　　減
農業	－	－	－
穀作	－	－	－
野菜・園芸	620	906	286
果樹・樹園農業	－	－	－
工芸作物	－	－	－
養豚・肉牛・酪農	－	－	－
養鶏・養卵	－	－	－
養蚕	－	－	－
その他農業	29,381	23,909	▲ 5,472
農業関連団体等	－	－	－
合計	30,001	24,815	▲ 5,186

（注）１．農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
　なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
２．「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
３．「農業関連団体等」には、ＪＡや全農とその子会社等が含まれています。

２） 資金種類別

〔貸出金〕

（単位：千円）

種　　類	令和６年度	令和７年度	増　　減
プロパー資金	30,001	24,815	▲ 5,186
農業制度資金	0	0	0
農業近代化資金	0	0	0
その他制度資金	0	0	0
合計	30,001	24,815	▲ 5,186

（注） １．プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

２．農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでＪＡが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

３．その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーＳ資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

（単位：千万円）

種　　類	令和６年度	令和７年度	増　　減
日本政策金融公庫資金	0	0	0
その他	0	0	0
合計	0	0	0

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧　農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

（単位：千円）

債権区分		保全額				
		債権額	担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和６年度	4,765			4,765	4,765
	令和７年度	5,211			5,211	5,211
危険債権	令和６年度	490	490			490
	令和７年度	0	0			0
要管理債権	令和６年度	0	0	0	0	0
	令和７年度	0				0
小　　計	令和６年度	5,255	490	0	4,765	5,255
	令和７年度	5,211	0	0	5,211	5,211
正常債権	令和６年度	359,593				
	令和７年度	340,630				
合　　計	令和６年度	364,848				
	令和７年度	345,841				

（注）１．破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

２．危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

３．要管理債権
４．「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と５．「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

４．三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

５．貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

６．正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨　元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩　貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：千円）

区　分	令和６年度					令和７年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	888	852		888	852	852	807		852	807
個別貸倒引当金	4,673	4,765		4,673	4,765	4,765	5,211		4,765	5,211
合　　計	5,561	5,617	0	5,561	5,617	5,617	6,018	0	5,617	6,018

⑪　貸出金償却の額

（単位：千円）

項　目	令和６年度	令和７年度	増　　減
貸出金償却	－	－	－
購買債権償却	－	－	－
貸倒損失	－	－	－

（３）内国為替取扱実績

（単位：件、千円）

種　　類		令和６年度		令和７年度	
		仕　　向	被 仕 向	仕　　向	被 仕 向
送金・振込為替	件　数	4,364	13,174	4,423	12,923
	金　額	1,689,639	1,877,814	1,467,264	1,895,696
代金取立為替	件　数	0	0	0	0
	金　額	0	0	0	0
雑為替	件　数	35	98	16	98
	金　額	22,090	7,818	3,191	8,611
合　計	件　数	4,399	13,272	4,439	13,021
	金　額	1,711,729	1,885,632	1,470,455	1,904,307

（４）有価証券に関する指標

①　種類別有価証券平均残高

該当する取引はありません。

②　商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③　有価証券残存期間別残高

該当する取引はありません。

（５）有価証券等の時価情報等

①　有価証券の時価情報

該当する取引はありません。

②　金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

③　デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

２．共済取扱実績

（１） 長期共済保有高

（単位：件、千円）

種　類		令和６年度		令和７年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命系	終身共済	57,870	5,416,066	87,350	5,001,226
	定期生命共済	0	148,900	0	148,900
	養老生命共済	52,500	4,734,396	101,000	4,236,386
	こども共済	17,500	1,305,500	11,000	1,166,500
	医療共済	0	73,500	0	71,500
	がん共済	0	4,500	0	4,500
	定期医療共済	0	46,900	0	45,400
	介護共済	1,040	11,222	0	11,222
	年金共済	0	0	0	0
建物更生共済		632,500	17,206,952	430,800	17,045,750
合　計		743,910	27,642,436	619,150	26,564,884

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む）を記載しています。

（２）医療系共済の共済金額保有高

（単位：件、千円）

種　類	令和６年度		令和７年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	5 3,910	3,329 24,240	0 4,672	3,245 29,040
がん共済	0 0	235 0	0 1,888	220 2,000
定期医療共済	0	212	0	197
合　計	5 3,910	3,776 24,240	0 6,560	3,662 31,040

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

（３）介護系その他の共済の共済金額保有高

（単位：件、千円）

種　類	令和６年度		令和７年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	1,500	32,613	0	32,613
認知症共済	0	5,000	0	5,000
生活障害共済（一時金型）	0	0	0	0
生活障害共済（定期年金型）	0	0	0	0
特定重度疾病共済	0	5,000	1,000	6,000

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

（４）年金共済の年金保有高

（単位：件、千円）

種　類	令和６年度		令和７年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	2,170	59,932	1,833	55,568
年金開始後	0	27,371	0	30,622
合　計	2,170	87,303	1,833	86,190

（注）金額は、年金年額を記載しています。

（５）短期共済新契約高

（単位：件、千円）

種　類	令和６年度		令和７年度	
	金額(千円)	掛金(千円)	金額(千円)	掛金(千円)
火災共済	913,340	984	800,840	843
自動車共済		54,492		56,159
傷害共済	3,798,500	599	3,904,500	561
団体定期生命共済	0	0	0	0
定額定期生命共済	0	0	0	0
賠償責任共済		6		4
自賠責共済		18,991		18,679
合　計		75,072		76,246

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

３．農業・生活その他事業取扱実績

（１）購買事業取扱実績

①受託購買品

該当する取引はありません。

②買取購買品

（単位：千円）

種　類			令和６年度	令和７年度
			供給高	供給高
生産資材	肥　　料		23,327	22,386
	農　　薬		12,457	14,266
	飼　　料		155	102
	農業機械		0	0
	燃　　料		193,040	181,598
	そ の 他		40,883	48,580
	計		269,862	266,932
生活資材	食品	米	444	539
		一般食品	52,265	53,266
	日用保険雑貨		8,314	8,115
	家庭燃料		15,851	15,760
	計		76,874	77,680
合計			346,736	344,612

（注）供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

（２）販売事業取扱実績

①受託販売品

（単位：千円）

種　類	令和6年度	令和7年度
	販売高	販売高
米	166	338
麦・豆・雑穀		
野　　菜	1,094,631	970,918
果　　実	77,034	120,910
花き・花木	1,213	969
畜　産　物		
林　産　物		
そ の 他	977,720	937,853
合　　計	2,150,764	2,030,988

（注）当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売品

（単位：千円）

種　類	令和６年度	令和７年度
	販売高	販売高
農産物セット	29,739	48,629
合　　計	29,739	48,629

（注）当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

（３）保管事業取扱実績

該当する取引はありません。

（４）利用事業取扱実績

該当する取引はありません。

（５）加工事業取扱実績

（単位：千円）

	令和６年度	令和７年度
	収益	収益
加工 収益	322,278	321,643
加工 費用	249,769	253,554
差引	72,509	68,089

（６）福祉事業取扱実績

該当する取引はありません。

（７）介護事業取扱実績

該当する取引はありません。

（８）指導事業取扱実績

（単位：千円）

	令和６年度	令和７年度
収　　入	4,805	4,318
支　　出	4,091	4,535
差　　引	714	▲ 217

Ⅳ　経営諸指標

１．利益率

（単位：％）

項　　目	令和６年度	令和７年度	増　　減
総資産経常利益率	0.14	-0.42	▲ 0.56
資本経常利益率	0.85	-2.63	▲ 3.48
総資産当期純利益率	0.09	-0.33	▲ 0.42
資本当期純利益率	0.58	-2.08	▲ 2.66

（注）１．総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
２．資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
３．総資産当期純利益率
＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100
４．資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

２．貯貸率・貯証率

（単位：％）

区　　分		令和６年度	令和７年度	増　　減
貯貸率	期　　末	5.10	4.78	▲ 0.32
	期中平均	5.16	4.92	▲ 0.24
貯証率	期　　末	－	－	－
	期中平均	－	－	－

（注）１．貯貸率（期　　末）＝貸出金残高／貯金残高×100
２．貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
３．貯証率（期　　末）＝有価証券残高／貯金残高×100
４．貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

Ⅴ　自己資本の充実の状況

１．自己資本の構成に関する事項

（単位：円、％）

項　　目		令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目　　（1）			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額		1,324,893	1,292,251
	うち、出資金及び資本準備金の額	325,940	321,275
	うち、再評価積立金の額	0	0
	うち、利益剰余金の額	1,002,883	973,286
	うち、外部流出予定額　（△）	0	0
	うち、上記以外に該当するものの額	0	▲ 2,310
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		1,293	1,234
	うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,293	1,234
	うち、適格引当金コア資本算入額	0	0
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		0	0
	うち、回転出資金の額	0	0
	うち、上記以外に該当するものの額	0	0
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		0	0
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		0	0
コア資本にかかる基礎項目の額　　（イ）		1,326,186	1,293,486
コア資本に係る調整項目　　（2）			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		2,496	1,747
	うち、のれんに係るものの額	0	0
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2,496	1,747
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		0	0
適格引当金不足額		0	0
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		0	0
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		0	0
前払年金費用の額		0	0
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		0	0
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		0	0
特定項目に係る十パーセント基準超過額		0	0
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	0	0
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		0	0
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	0	0
コア資本に係る調整項目の額　　（ロ）		2,496	1,747
自己資本			
自己資本の額（（イ）―（ロ））　　（ハ）		1,323,690	1,291,739

項　　目	令和6年度	令和7年度
リスク・アセット等　　（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	3,297,405	3,284,883
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	0	0
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）		
うち、繰延税金資産		
うち、前払年金費用		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	87,836	88,395
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額　　（ニ）	3,385,242	3,373,278
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	39.10%	38.29%

（注）

1．「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号）に基づき算出しています。

2．当ＪＡは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。

3．当ＪＡが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

２．自己資本の充実度に関する事項

①信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

（単位：円）

	6年度		
信用リスク･アセット	エクスポージャーの期末残高	リスク･アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×４%
現金	71,751,654	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0
国際決済銀行等向け	0	0	0
我が国の地方公共団体向け	0	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0
国際開発銀行向け	0	0	0
地方公共団体金融機構向け	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,934,198,745	1,387,601,529	55,504,061
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	0	0	0
カバード･ボンド向け	0	0	0
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	0	0	0
（うち特定貸付債権向け）	0	0	0
中堅中小企業等向けおよび個人向け	75,351,461	54,069,449	2,162,778
（うちトランザクター向け）	50,000	22,500	900
不動産関連向け	44,656,287	28,110,939	1,124,438
（うち自己居住用不動産等向け）	44,656,287	28,110,939	1,124,438
（うち賃貸用不動産向け）	0	0	0
（うち事業用不動産関連向け）	0	0	0
（うちその他不動産関連向け）	0	0	0
（うちADC向け）	0	0	0
劣後債権及びその他資本性証券等	0	0	0
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	5,256,904	737,312	29,492
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	299,338	299,338	11,974
取立未済手形	2,197,980	439,596	17,584
信用保証協会等による保証付	240,467,636	23,759,403	950,376
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0
共済約款貸付	0	0	0
株式等	12,720,000	12,720,000	508,800

上記以外	1,413,247,526	1,789,667,665	71,586,707
(うち重要な出資のエクスポージャー)	0	0	0
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	0	0	0
(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	251,190,000	627,975,000	25,119,000
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	0	0	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	0	0	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	0	0	0
(うち上記以外のエクスポージャー)	1,162,057,526	1,161,692,665	46,467,707
証券化	0	0	0
(うちSTC要件適用分)	0	0	0
(うち短期STC要件適用分)	0	0	0
(うち不良債権証券化適用分)	0	0	0
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	0	0	0
再証券化	0	0	0
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	0	0	0
(うちルックスルー方式)	0	0	0
(うちマンデート方式)	0	0	0
(うち蓋然性方式250%)	0	0	0
(うち蓋然性方式400%)	0	0	0
(うちフォールバック方式)	0	0	0
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	−	0	0
標準的手法を適用するエクスポージャー計	8,800,147,531	3,297,405,231	131,896,209
CVAリスク相当額÷8%(簡便法)	−	0	0
中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0
合計(信用リスク・アセットの額)	8,800,147,531	3,297,405,231	131,896,209

マーケット・リスクに対する所要自己資本の額<簡易方式・標準的方式>	マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	0	0
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	87,836,313	3,513,453
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%
	3,385,241,544	135,409,662

	7年度		
信用リスク・アセット	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×4%
現金	109,227,607	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0
国際決済銀行等向け	0	0	0
我が国の地方公共団体向け	0	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0
国際開発銀行向け	0	0	0
地方公共団体金融機構向け	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,966,866,437	1,395,334,315	55,813,373
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	0	0	0
カバード・ボンド向け	0	0	0
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	0	0	0
（うち特定貸付債権向け）	0	0	0
中堅中小企業等向けおよび個人向け	76,108,790	54,703,091	2,188,124
（うちトランザクター向け）	790,000	355,500	14,220
不動産関連向け	35,485,602	23,020,054	920,802
（うち自己居住用不動産等向け）	35,485,602	23,020,054	920,802
（うち賃貸用不動産向け）	0	0	0
（うち事業用不動産関連向け）	0	0	0
（うちその他不動産関連向け）	0	0	0
（うちADC向け）	0	0	0
劣後債権及びその他資本性証券等	0	0	0
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	8,739,713	1,764,461	70,578
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	0	0	0
取立未済手形	1,873,865	374,773	14,991
信用保証協会等による保証付	234,255,933	23,076,467	923,059
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0
共済約款貸付	0	0	0
株式等	12,720,000	16,536,000	661,440

上記以外	1,393,476,500	1,770,074,378	70,802,975
(うち重要な出資のエクスポージャー)	0	0	0
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	0	0	0
(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	251,190,000	627,975,000	25,119,000
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	0	0	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	0	0	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	0	0	0
(うち上記以外のエクスポージャー)	1,142,286,500	1,142,099,378	45,683,975
証券化	0	0	0
(うちSTC要件適用分)	0	0	0
(うち短期STC要件適用分)	0	0	0
(うち不良債権証券化適用分)	0	0	0
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	0	0	0
再証券化	0	0	0
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	0	0	0
(うちルックスルー方式)	0	0	0
(うちマンデート方式)	0	0	0
(うち蓋然性方式250%)	0	0	0
(うち蓋然性方式400%)	0	0	0
(うちフォールバック方式)	0	0	0
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	–	0	0
標準的手法を適用するエクスポージャー計	8,838,754,447	3,284,883,539	131,395,342
CVAリスク相当額÷8%(簡便法)	–	0	0
中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0
合計(信用リスク・アセットの額)	8,838,754,447	3,284,883,539	131,395,342

マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 〈簡易方式・標準的方式〉	マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	0	0
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 〈標準的計測手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	88,395,213	3,535,809
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%
	3,373,278,752	134,931,150

②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

（単位：円）

	令和６年度	令和７年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額	87,836,313	88,395,213
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	3,513,453	3,535,809
ＢＩ	58,557,554	58,930,143
ＢＩＣ	7,026,905	7,071,617

（注）

１．「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

２．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

３．「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

４．「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

５．　オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第１項第３号に基づき「１」を使用しております。

３．信用リスクに関する事項

①　標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは，以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）
株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Ｍｏｏｄｙ’ｓ）
Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング（Ｓ＆Ｐ）
フィッチレーティングスリミテッド（Ｆｉｔｃｈ）

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I，Moody’s，JCR，S&P，Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I，Moody’s，JCR，S&P，Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I，Moody’s，JCR，S&P，Fitch	

②　信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：円）

		令和６年度					令和７年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内		8,800,148	366,032			4,644	8,838,754	345,841			4,784
国外											
地域別残高計		8,800,148	366,032			4,644	8,838,754	345,841			4,784
法人	農業	253,321	4,781				253,011	3,171			
	林業										
	水産業										
	製造業	4,644	4,644			4,644	8,305	4,784			4,784
	鉱業										
	建設・不動産業										
	電気・ガス・熱供給・水道業										
	運輸・通信業										
	金融・保険業	6,936,397	0				6,968,740	0			
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,650					2,650	0			
	日本国政府・地方公共団体										
	上記以外	34,301	21,581				33,252	19,108			
個人		335,026	335,026			0	321,282	318,778			0
その他		1,233,809					1,251,514				
業種別残高計		8,800,148	366,032	0	0	4,644	8,838,754	345,841	0	0	4,784
1年以下		6,977,876	43,677				7,016,050	49,184			
1年超3年以下		17,608	17,608				15,419	15,419			
3年超5年以下		31,466	31,466				32,072	32,072			
5年超7年以下		28,698	28,698				18,565	18,565			
7年超10年以下		28,745	28,745				28,870	28,870			
10年超		177,359	177,359				180,327	180,327			
期限の定めのないもの		1,538,396	38,479				1,547,451	21,404			
残存期間別残高計		8,800,148	366,032				8,838,754	345,841			

（注）

１．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額

を含みます。
２．「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
３．「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
４．「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（**単位**：千円）

区　分	令和６年度					令和７年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,386	1,293		1,386	1,293	1,293	1,234		1,293	1,234
個別貸倒引当金	4,747	5,130		4,747	5,130	5,130	5,398		5,130	5,398
合　　計	6,133	6,423	0	6,133	6,423	6,423	6,632	0	6,423	6,632

④　業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

（単位：千円）

			令和６年度						令和７年度					
			個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却
			期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
					目的使用	その他					目的使用	その他		
	国内		4,746	5,130		4,746	5,130		5,130	5,398		5,130	5,398	
	国外													
地域別計			4,746	5,130	0	4,746	5,130		5,130	5,398	0	5,130	5,398	
	法人	農業												
		林業												
		水産業												
		製造業	4,507	4,644		4,507	4,644		4,644	4,784		4,644	4,784	
		鉱業												
		建設・不動産業												
		電気・ガス・熱供給・水道業												
		運輸・通信業												
		金融・保険業												
		卸売・小売・飲食・サービス業												
		上記以外	0	0		0	0			187			187	
	個人		239	486	0	239	486		486	427	0	486	427	
業種別残高計			4,746	5,130	0	4,746	5,130	0	5,130	5,398	0	5,130	5,398	0

⑤　信用リスク・アセット残高内訳表

［令和６年度］

項目	リスク・ウェイト（%）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	71,752		71,752			0.00
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0						
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150						
国際決済銀行等向け	0						
我が国の地方公共団体向け	0						
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150						
国際開発銀行向け	0～150						
地方公共団体金融機構向け	10～20						
我が国の政府関係機関向け	10～20						
地方三公社向け	20						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	6,934,199		6,934,199		1,387,602	20.01
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150						
カバード・ボンド向け	10～100						
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150						
（うち特定貸付債権向け）	20～150						
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	74,170	11,814	61,216	1,181	54,070	86.65
（うちトランザクター向け）	45						
不動産関連向け	20～150	44,656		42,846		28,111	65.61
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	44,656		42,846		28,111	65.61
（うち賃貸用不動産向け）	30～150						
（うち事業用不動産関連向け）	70～150						
（うちその他不動産関連向け）	60						
（うちADC向け）	100～150						
劣後債券及びその他資本性証券等	150						
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	490	15	490	1	737	150.10
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	299		299		299	100.00
取立未済手形	20	2,198		2,198		440	20.02
信用保証協会等による保証付	0～10	240,468		237,594		23,759	10.00
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10						
株式等	250～400						
共済約款貸付	0						

上記以外		100～1250						
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250						
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400						
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	251,190		251,190		627,975	250.00
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	12,720		12,720		12,720	100.00
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250						
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150						
	（うち右記以外のエクスポージャー）	100	1,164,189		1,164,189		1,164,189	0
証券化		－						
	（うちＳＴＣ要件適用分）	－						
	（短期ＳＴＣ要件適用分）	－						
	（うち不良債権証券化適用分）	－						
	（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	－						
再証券化		－						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		－						
未決済取引		－						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）		－						
合計（信用リスク・アセットの額）		－	8,796,331	11,829	8,778,693	1,182	3,296,468	37.55

［令和７年度］

項目	リスク・ウェイト（%）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	109,228		109,228			0.00
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0						
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150						
国際決済銀行等向け	0						
我が国の地方公共団体向け	0						
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150						
国際開発銀行向け	0～150						
地方公共団体金融機構向け	10～20						
我が国の政府関係機関向け	10～20						
地方三公社向け	20						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	6,965,866		6,965,866		1,395,334	20.03
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150						
カバード・ボンド向け	10～100						
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150						
（うち特定貸付債権向け）	20～150						
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	70,888	52,203	57,510	5,220	54,703	87.20
（うちトランザクター向け）	45						
不動産関連向け	20～150	35,486		35,396		23,020	65.04
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	35,486		35,396		23,020	65.04
（うち賃貸用不動産向け）	30～150						
（うち事業用不動産関連向け）	70～150						
（うちその他不動産関連向け）	60						
（うちADC向け）	100～150						
劣後債券及びその他資本性証券等	150						
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	0	35,289	0	3,529	1,764	49.99
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100						
取立未済手形	20	1,874		1,874		345	18.41
信用保証協会等による保証付	0～10	234,256		230,764		23,076	10.00
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10						
株式等	250～400	12,720		12,720		16,536	130
共済約款貸付	0						

上記以外		100～1250						
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250						
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400						
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	251,190		251,190		627,975	250.00
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250						
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250						
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150						
	（うち右記以外のエクスポージャー）	100	1,142,099		1,142,099		1,142,099	0
証券化		―						
	（うちＳＴＣ要件適用分）	―						
	（短期ＳＴＣ要件適用分）	―						
	（うち不良債権証券化適用分）	―						
	（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	―						
再証券化		―						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		―						
未決済取引		―						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）		―						
合計（信用リスク・アセットの額）		―	8,826,354	87,492	8,809,395	8,749	3,279,066	37.19

⑥　ポートフォリオの区分ごとのＣＣＦ適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

［令和６年度］

	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）						
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け							
外国の中央政府及び中央銀行向け							
国際決済銀行等向け							

	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の地方公共団体向け								
外国の中央政府等以外の公共部門向け								
地方公共団体金融機構向け								
我が国の政府関係機関向け								
地方三公社向け								

	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計
国際開発銀行向け								

	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,930,992	1,000		2,205				1	6,934,198
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）									

	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計
カバード・ボンド向け									

	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）										
（うち特定貸付債権向け）										

	100%	150%	250%	400%	その他	合計
劣後債権及びその他資本性証券等						
株式等			12,720		0	12,720

	45%	75%	100%	その他	合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	50	2,009	42,689	17,649	62,397
（うちトランザクター向け）	50			0	50

	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け					10,059						32,786	1	42,846

	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け												

	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け							

	60%	その他	合計
不動産関連向けうちその他不動産関連向け			

	100%	150%	その他	合計
不動産関連向けうちADC向け				

	50%	100%	150%	その他	合計
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	0	0	490	1	491
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		299		0	299

	0%	10%	20%	100%	その他	合計
現金	71,751				0	71,751
取立未済手形			2,197		0	2,197
信用保証協会等による保証付	0	237,408			185	237,593
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
共済約款貸付						

［令和７年度］

	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）						
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け						0	
外国の中央政府及び中央銀行向け						0	
国際決済銀行等向け						0	

	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の地方公共団体向け							0	
外国の中央政府等以外の公共部門向け							0	
地方公共団体金融機構向け							0	
我が国の政府関係機関向け							0	
地方三公社向け							0	

	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計
国際開発銀行向け							0	

	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,959,663	1,000		6,203					6,966,866
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）									

	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計
カバード・ボンド向け								0	

	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）									0	
（うち特定貸付債権向け）									0	

	100%	150%	250%	400%	その他	合計
劣後債権及びその他資本性証券等						
株式等			12,720		0	12,720

	45%	75%	100%	その他	合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	790	1,480	40,065	20,395	62,790
（うちトランザクター向け）	790			0	790

	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け					8,816						26,579	0	35,395

	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け												

	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け							

	60%	その他	合計
不動産関連向けうちその他不動産関連向け			

	100%	150%	その他	合計
不動産関連向けうちADC向け				

	50%	100%	150%	その他	合計
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	3,528	0	0	0	3,528
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		0		0	

	0%	10%	20%	100%	その他	合計
現金	109,227				0	109,227
取立未済手形			1,873		0	1,873
信用保証協会等による保証付	0	230,693			71	230,764
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
共済約款貸付						

⑦　資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値　（%）	資産の額および与信相当額の合計額　（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	7,273,941			7,259,647
40%～70%	2,205	500	10%	2,255
75%	35,802	8,047	10%	34,796
80%				
85%	11,524			11,524
90%～100%	44,267	2,549	10%	42,989
105%～130%				
150%	490			490
250%	12,720			12,720
400%				
1250%				
その他	0	732	10%	73
合計	7,380,951	11,829	10%	7,364,497

リスク・ウェイト区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値　（%）	資産の額および与信相当額の合計額　（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	7,331,708			7,316,225
40%～70%	6,203	43,189	10%	10,522
75%	27,425	7,243	10%	28,059
80%				
85%	12,196	34,157	10%	15,356
90%～100%	41,064	1,323	10%	40,065
105%～130%				
150%				
250%	12,720			12,720
400%				
1250%				
その他	0	1,578	10%	157
合計	7,431,317	87,492	10%	7,423,107

４．信用リスク削減手法に関する事項

①　信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし，証券化エクスポージャーについては，これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A-または A3 以上で，算定基準日に長期格付が BBB-または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし，エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について，被保証債権のリスク・ウェイトに代えて，保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については，①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：円）

区　分	令和６年度			令和7年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け						
我が国の政府関係機関向け						
地方三公社向け						
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け						
法人等向け						
中小企業等向け及び個人向け	6,051,768			4,880,000		
抵当権住宅ローン						
不動産取得等事業向け						
三月以上延滞等						
証券化						
中央清算機関関連						
上記以外	0					
合計	6,051,768	0	0	4,880,000	0	0

（注）

１．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

２．「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

３．「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

４．「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

５．「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

５．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

６．証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

７．ＣＶＡリスクに関する事項

◇CVA リスク相当額の算出に使用する手法の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVA リスク相当額は「簡便法」により算出しております。

告示に定める簡便的リスク測定方式簡便法によりＣＶＡリスク相当額を計算し，ＣＶＡリスク相当額÷8%を信用リスク・アセット額とする。

以下の１から３以外の者を取引相手方とする派生商品取引（CVA カバー取引）を対象となります。

１適格中央清算機関

２当組合が適格中央清算機関の間接清算参加者である場合に，次に掲げる要件を全て満たす取引にかかる直接清算参加者

（１）当組合のトレード・エクスポージャーについて，次に掲げる場合の当組合の損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関または直接清算参加者が講じていること。

a 直接清算参加者が債務不履行または支払不能となった場合

b 他の間接清算参加者が債務不履行または支払不能となった場合

（２）直接清算参加者が債務不履行または支払不能となった場合に，当組合が追加的負担を負うことなく，当該トレード・エクスポージャーに関する契約を他の直接清算参加者または適格中央清算機関が継続または承継する枠組みがあること。

３資金清算機関等

◇CVA リスクの特性及び CVA に関するリスク管理体制の概要

CVA リスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

８．マーケット・リスクに関する事項

該当取引はありません。

９．オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

（JA における具体的なリスク管理の方針および手続の内容等を記載）

○オペレーショナル・リスク管理規程等

・定義

・基本的考え方

・体制：会議体、部門、部署

・その他

○オペレーショナル・リスクの総合的な管理

○事務リスク管理

○システムリスク管理

○その他オペレーショナル・リスク管理

◇ＢＩの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）および FC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC および FC の額は告示第 249 条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ＩＬＭの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第 250 条第１項第３号に基づき「１」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＢＩの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＩＬＭの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

１０．出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

①　出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオ（安全性・収益性を考えた有利な分散投資の組合せ）の状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジ（リスク回避・低減）を行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②　出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：千円）

	令和６年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上　場				
非上場	263,910	263,910	263,910	263,910
合　計	263,910	263,910	263,910	263,910

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③　出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：千円）

令和６年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
－	－	－	－	－	－

④　貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：千円）

令和６年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
－	－	－	－

⑤　貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：千円）

令和６年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
－	－	－	－

１１．リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和６年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

１２．金利リスクに関する事項

①　金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当組合では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当組合では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当組合は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当組合は、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当組合では、経済価値ベースの金利リスク量（⊿EVE）については、金利感応ポジシ

ョンにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去５年の最低残高、②過去５年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の 50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5 年の期間に均等に振り分けて（平均残存 2.5 年）リスク量を算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は１．２５年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は５年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

⊿EVE の前事業年度末からの変動要因は、金利変動によるものです。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩ以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてＶａＲで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩと大きく異なる点

特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB１：金利リスク					
項番		⊿EVE		⊿NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	0	0	0	0
2	下方パラレルシフト	48	51	4	1
3	スティープ化	0	0		
4	フラット化	7	8		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	15	19		
7	最大値	48	51	4	1
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	1,292		1,324	

【役員等の報酬体系】

１．役員

（１）対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

（２）役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の２種類で、令和７年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

（単位：千円）

	支給総額（注 2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注 1）に対する報酬等	14,601	2,487

（注１）対象役員は、理事９名、監事５名です。（期中に退任した者を含む。）

（注２）退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

（３）対象役員の報酬等の決定等について

①　役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

②　役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職

慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

２．職員等

（１）対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当組合の職員及び当ＪＡの主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和７年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

（注１）　対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

（注２）　「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して２％以上の資産を有する会社等をいいます。

（注３）　「同等額」は、令和６年度に当組合の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注４）　令和７年度において当組合の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

３．その他

当組合の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

【ＪＡの概要】

１．機構図

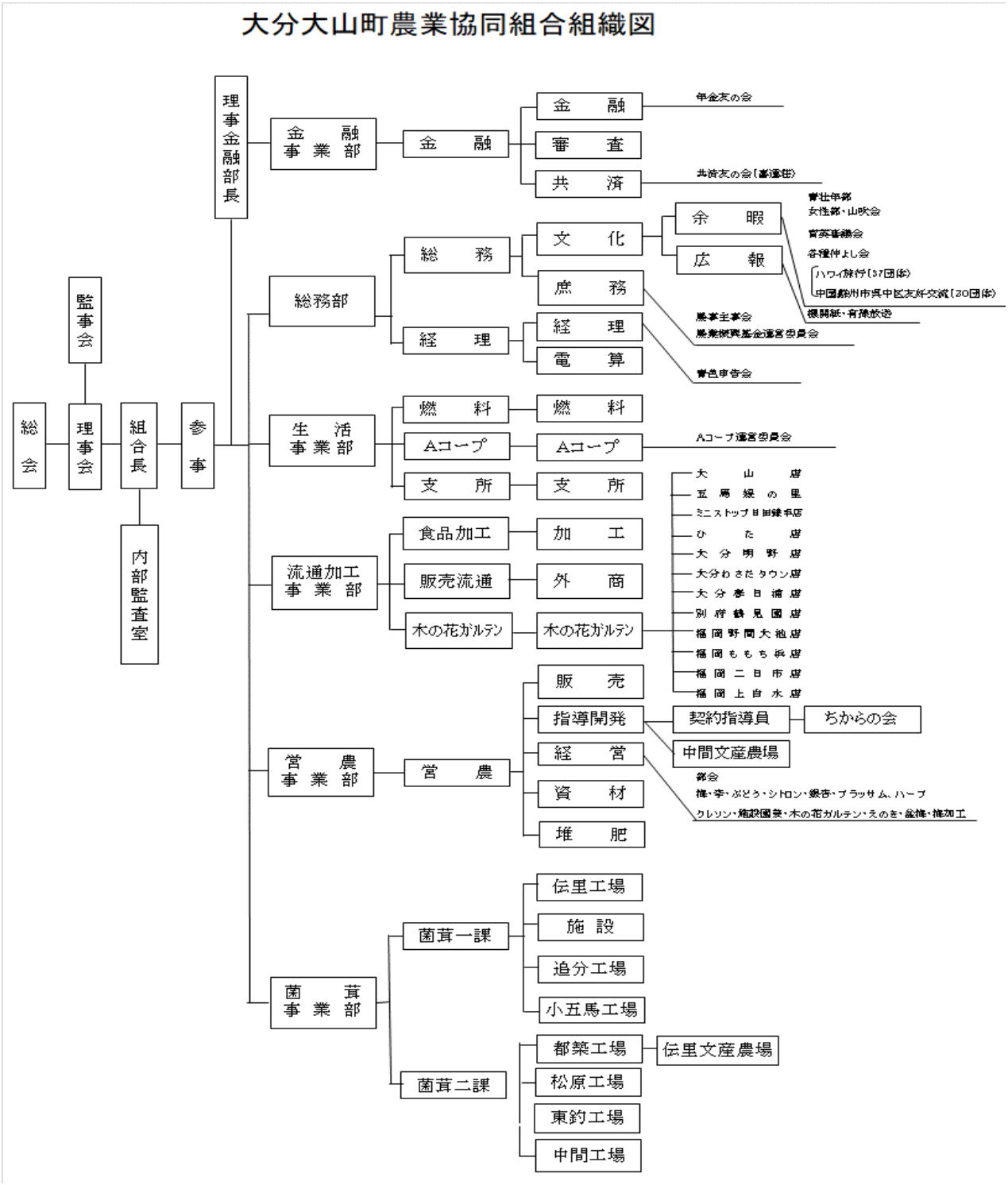

大分大山町農業協同組合組織図
総会
理事会
監事会
組合長
内部監査室
参事
理事金融部長
金融事業部
金融
金融
審査
共済
年金友の会
共済友の会（喜運荘）
総務部
総務
文化
余暇
広報
青壮年部
女性部・山吹会
青英審議会
各種仲よし会
ハワイ旅行（37団体）
中国鮮州市呉中区友好交流（30団体）
機関紙・有線放送
庶務
経理
経理
電算
農事主事会
農業概要基金運営委員会
青色申告会
生活事業部
燃料
燃料
Aコープ
Aコープ
Aコープ運営委員会
支所
支所
流通加工事業部
食品加工
加工
販売流通
外商
木の花ガルテン
木の花ガルテン
大山店
五馬線の里
ミニストップ日田建平店
ひた店
大分明野店
大分わさだタウン店
大分春日浦店
別府鶴見園店
福岡野間大池店
福岡ももち浜店
福岡二日市店
福岡上自水店
営農事業部
営農
販売
指導開発
契約指導員
ちからの会
中間文産農場
経営
資材
堆肥
部会
梅・李・ぶどう・シトロン・銀杏・ブラッサム、ハーブ
クレソン・施設園葉・木の花ガルテン・えのき・盆梅・梅加工
菌茸事業部
菌茸一課
伝里工場
施設
追分工場
小五馬工場
菌茸二課
都築工場
伝里文産農場
松原工場
東釣工場
中間工場

２．役員構成

①役員一覧

（令和７年３月現在）

役職名	氏　名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担当その他
代表理事組合長	矢羽田　正豪	常　勤	有	実践的能力者
理　　事	河津　文昭	常　勤	無	理事営農部長、実践的能力者
〃	新田　耕三	非常勤	無	認定農業者
〃	矢野　裕次郎	非常勤	無	認定農業者
〃	黒川　正美	非常勤	無	実践的能力者
〃	河津　子一呂	非常勤	無	認定農業者に準ずる者
〃	森　あゆみ	非常勤	無	女性理事、認定農業者
〃	森　敬子	非常勤	無	女性理事
〃	中嶋　忠彦	常　勤	無	信用共済担当職員兼務理事金融部長、実践的能力者
〃	三笘　禎彦	常　勤	無	職員兼務理事流通加工部長、実践的能力者
代表監事	矢羽田　九二夫	非常勤		
監　　事	河津　辰己	非常勤		
〃	川津　政利	非常勤		
〃	諫山　正人	非常勤		
〃	一木　俊廣	非常勤		員外監事（弁護士）

②役員数

（単位：人）

区　　分	前期末	当期就任	当期退任	当期末
理　　事	10	－	－	10
（うち常勤）	（　4　）	（　－　）	（　－　）	（　4　）
（うち女性）	（　2　）	（　－　）	（　－　）	（　2　）
監　事	5	－	－	5
（うち常勤）	（　0　）	（　－　）	（　－　）	（　－　）
（うち女性）	（　0　）	（　－　）	（　－　）	（　－　）
合　　計	15	－	－	15
（うち女性）	（　2　）	（　－　）	（　－　）	（　2　）

３．会計監査人の名称

○会計監査人は設置していません。

４．組合員数

（単位：人、団体）

区　　分		令和６年度	令和７年度	増　　減
正組合員		525	511	▲ 14
	個　　人	518	504	▲ 14
	法　　人	7	7	0
准組合員		287	277	▲ 10
	個　　人	278	268	▲ 10
	法　　人	9	9	0
合　　計		812	788	▲ 24

５．組合員組織の状況

（単位：人）

組　織　名	構成員数（名）	組　織　名	構成員数（名）
農事主事会	37	施設園芸部会	134
青壮年部	57	ブラッサム・ハーブ部会	44
女性部	32	クレソン部会	27
山吹会	9	エノキ部会	30
年金友の会	555	木の花ガルテン部会	275
梅部会	141	盆梅部会	15
李部会	62	青色申告会	70
ぶどう部会	6	梅加工部会	40
シトロン部会	21	ちからの会	20
銀杏部会	22		

当ＪＡの組合員組織を記載しています。

６．特定信用事業代理業者の状況

該当する業者はありません。

７．地区一覧

大分県日田市大山町
大分県日田市前津江町赤石地区の一部

８．沿革・あゆみ

昭和２３．　４．２０	農協創立
	初代組合長　　石橋深見氏
昭和２４	２代目組合長　周宝時雄氏
昭和２９	３代目組合長　矢幡治美氏
昭和３２	有線放送開通
昭和３６	第１次ＮＰＣ運動
昭和４１	第１回ＮＰＣハワイ旅行団出発
昭和４６	機関紙「ＮＰＣ」創刊
昭和４７	食品加工開始
昭和５１	伝里工場完成（エノキ茸）
	エノキ分工場３３戸完成
	ドライブイン「シャローム」落成
昭和５４	Ａコープ大山店開店
	キノコ原菌工場完成
昭和５５	「喜運荘」町民憩いの家
昭和５６	農協青壮年部結成
昭和５７	名称「大分大山町農業協同組合」に変更
昭和５８	エノキ茸１０億円達成
昭和６０	堆肥工場操業
昭和６１	すもも１億円達成
昭和６２	４代目組合長　三笘啓之助氏
平成元年	中国合弁会社設立
平成　２	木の花ガルテン　オープン
平成　３	さくらんぼ苗ポット栽培
平成　４	木の花ガルテン（長住店）オープン
平成　５	木の花ガルテン（松崎店）オープン
	５代目組合長　清瀧　望氏
平成　６	新開漬物工場竣工
平成　７	木の花ガルテン（大分店）オープン
	梅の木工房オープン
平成　８	クレソン１億円達成
平成　９	ハーブ１億円達成
	６代目組合長　三笘　卓爾氏
平成１３	木の花ガルテン大山店（オーガニック農園）オープン
平成１４	木の花ガルテン大山店（桜カフェ）オープン
平成１５	木の花ガルテン別府鶴見園店オープン
	木の花ガルテンボンラパス西新店オープン
	木の花ガルテン野間大池店オープン
平成１６	木の花ガルテンひた店オープン
	かまで総合センター開業
平成１７	７代目組合長　矢幡　欣治氏
	堆肥散布ローラー作戦　始動
平成１８	木の花ガルテン明野レストランオープン
	木の花ガルテン大山店（きのこレストラン）オープン

平成１９	木の花ガルテン福岡市原店オープン
	木の花ガルテン大分市春日浦店オープン
	第５回全国梅干コンクール　開催
平成２１	エノキ茸液体種菌導入
	株式会社農業法人五馬市設立
平成２２	木の花ガルテンももち浜店オープン
	８代目組合長　矢羽田　正豪氏
平成２５	木の花ガルテン大山店「農産品バザール館」
	拡張及び集出荷所の移設、「木の花パン 田苑」新設
	木の花ガルテン小郡店「農産品直販所・
	農家おもてなしレストラン」オープン
平成２６	農業者のテーマパーク「いのち・よみがえる
	木の花ガルテン五馬媛の里」オープン
平成２８年	都築工場稼働（エノキ栽培施設）
	木の花ガルテンマックスバリュ二日市店オープン
	木の花ガルテンマックバリュ上白水店オープン
平成２９年	農業後継者の集い「ちからの会」結成
平成３０年	日田漁業協同組合、阿蘇農業協同組合と包括的経済連携
	協定締結
平成３１年	中間地区地域集落文産農場
令和元年	木の花ガルテン野間大池店直販事業移転オープン
令和２年	中間地区地域集落文産農場　休憩談話室併設
令和３年	伝里地区地域集落文産農場
令和４年	鎌手支所移転オープン
	鎌手支所給油所オープン
	ミニストップ日田鎌手店オープン

９．店舗等のご案内

（令和８年３月現在）

種　別	名　　称	所 在 地	摘　要
本所	農協本所	日田市大山町西大山3487番地	ATM設置
支所	鎌手支所	日田市大山町西大山5886-1番地	
キノコ培養	伝里第一工場	日田市大山町東大山2065番地	
	中間工場	日田市大山町東大山2869-1番地	
	追分第二工場	日田市大山町西大山6144番地	
	小五馬工場	日田市大山町東大山3942-2番地	
	都築工場	日田市大山町東大山1715番地	
	伝里文産農場	日田市大山町東大山2065番地	
	東釣工場	日田市大山町東大山1809番地	
	松原工場	日田市大山町西大山8425番地の1	
堆肥工場	中津尾工場	日田市大山町西大山6127-1番地	
	奥畑工場	日田市大山町西大山5674番地	
直販所	木の花ガルテン大山店	日田市大山町東大山274-1番地	ATM設置
	木の花ガルテンMS日田鎌手店	日田市大山町西大山5886-1番地	
	木の花ガルテンひた店	日田市大字渡里柿町1153-20	
	木の花ガルテンももち浜店	福岡市早良区百道浜2-3-2	
	木の花ガルテン野間大池店	福岡市南区寺塚1-9-28	
	木の花ガルテン明野店	大分市明野東1-1-1	
	木の花ガルテンわさだタウン店	大分市玉沢字楠本755番地の１	
	木の花ガルテン春日浦店	大分市王子北町５番１号	
	木の花ガルテン鶴見園店	別府市大字南立石2139-1	
	木の花ガルテン二日市店	筑紫野市二日市西2丁目10番1号	
	木の花ガルテン上白水店	春日市上白水4丁目5番地	
加工場	新開工場	日田市大山町西大山6173番地	
施設	五馬媛の里	日田市天瀬町五馬市691番地	
	小五馬農産品集出荷場	日田市大山町東大山4042-1	
	中間地区地域集落文産農場	日田市大山町東大山2762-2	
	喜運荘	別府市鉄輪846-2	